

第4次里庄町男女共同参画基本計画

きらり★里庄ウィズプラン



令和5（2023）年 3月
岡山県 里庄町

はじめに

本町では、平成30年3月に策定した「第3次里庄町男女共同参画基本計画」に基づき、すべての人が年齢や性別にかかわらず、その個性や能力を発揮して活躍できるよう男女共同参画施策に取り組んでまいりました。

人口減少や少子高齢化の進行、人生100年時代といわれるライフスタイルの変化、さらに新型コロナウイルス感染症の影響は仕事や家庭生活など多方面に及び、対応すべき課題が数多くあります。こうした社会の大きな転換期を迎えるなか、誰ひとり取り残すことなく、地域の活力を高め維持していくためには、皆が安心して働き活躍できる環境づくりが重要となっています。

このたび、第3次計画の期間が満了したことを受け、町民意識調査等を通して得られた町の現状を踏まえ、今後5年間における里庄町の男女共同参画の基本方針や具体的施策を示すものとして、新たに「第4次里庄町男女共同参画基本計画」を策定いたしました。また本計画より名称を『きらり☆里庄ウィズプラン』として、誰もが自分らしく輝けるようこの計画に思いを込めました。

町民、事業者、各種団体等の皆様と行政が男女共同参画に対する考えを互いに深め合いながら、協働して取り組んでいくことが不可欠です。皆様のより一層のご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

結びに、本計画の策定にあたり、意識調査やアンケート、ヒアリング調査にご協力いただきました町民や事業所の皆様、貴重なご意見、ご提言をいただきました里庄町男女共同参画推進審議会委員の皆様にご心より感謝申し上げます。

令和5年3月



里庄町長 加藤 泰久

目次

第1章 計画策定に当たって.....	1
1. 計画策定の趣旨.....	1
2. 計画策定の背景.....	2
3. 計画の性格と位置付け.....	5
4. 計画の期間.....	5
5. 計画策定に当たっての資料.....	6
第2章 里庄町の現状と課題.....	7
1. 人口と世帯の状況.....	7
2. 結婚・出産の状況.....	8
3. 就労の状況.....	10
4. 目標値と現状値.....	11
第3章 計画の基本的な考え方.....	13
1. 基本理念.....	13
2. 基本目標.....	13
基本目標1 男女共同参画社会を目指す意識づくり.....	13
基本目標2 男女がともに活躍する環境づくり.....	13
基本目標3 安心して多様な暮らし方ができるまちづくり.....	13
3. 計画の体系.....	14
第4章 重点的な取り組み.....	15
第5章 計画の内容.....	16
基本目標1 男女共同参画社会を目指す意識づくり.....	16
基本目標2 男女がともに活躍する環境づくり.....	28
基本目標3 安心して多様な暮らし方ができるまちづくり.....	39
第6章 計画の推進.....	48
1. 計画の推進体制の整備.....	48
2. 関係機関との連携.....	48
3. 定期的な計画の評価.....	48
4. 数値目標.....	49
資料編.....	50
1. 里庄町男女共同参画推進条例.....	50
2. 里庄町男女共同参画推進条例施行規則.....	53
3. 里庄町男女共同参画推進本部設置要綱.....	55
4. 里庄町男女共同参画推進審議会委員名簿.....	56
5. 第4次里庄町男女共同参画基本計画策定の経緯.....	57
6. 用語解説.....	58

第1章 計画策定に当たって

1. 計画策定の趣旨

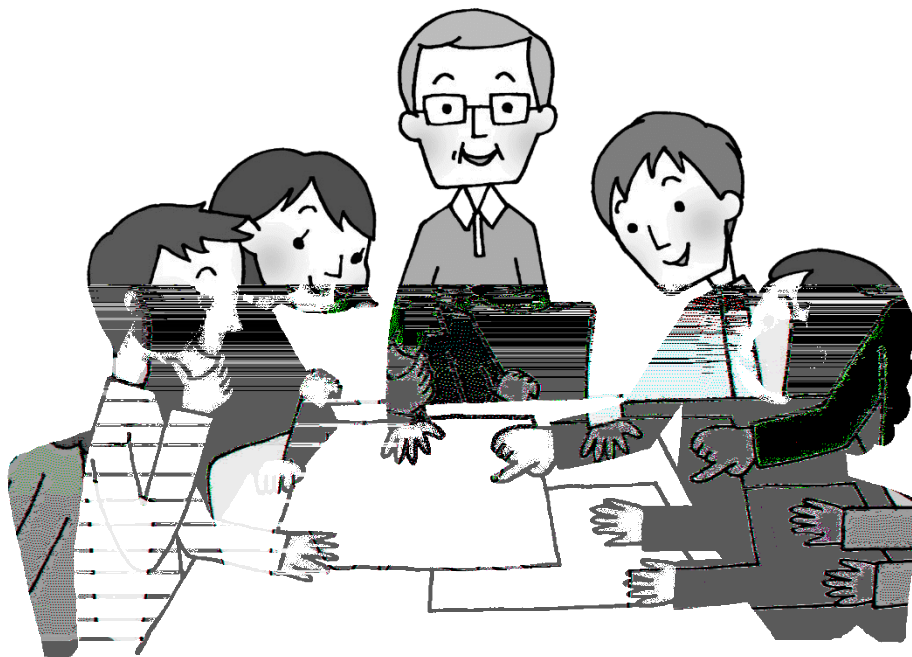
すべての人が性別に関わらず、それぞれの個性と能力を最大限に発揮できる豊かで活力ある社会を築くためには、社会環境の変化に柔軟に対応し、時代に即した形で男女共同参画社会を推進していくことが重要となっています。

里庄町では、平成 30（2018）年3月に「第3次里庄町男女共同参画基本計画」を策定し、「男女共同参画社会」を実現するため“すべての人が輝き みんなの笑顔があふれるまち 里庄”を基本理念として、各種施策の推進に努めてきました。

この間、少子高齢化や人口減少の加速、不安定な経済状況などの影響もあり、男女を取り巻く社会環境は大きな変化を続けてきました。さらに、新型コロナウイルス感染症の流行によりテレワーク等の柔軟な働き方が急速に普及した一方で、非正規雇用者の雇止め等による貧困の拡大や家庭生活における女性の負担の増大などが指摘されており、男女共同参画の視点を踏まえた取り組みのさらなる充実が求められています。

こうした変化の中で、国は令和2（2020）年より「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」（以下「女性活躍推進法」という。）の順次改正を進めており、また令和4（2022）年には「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律」（以下「困難女性支援法」という。）を公布しています。

こうした流れを踏まえ、平成 30（2018）年3月に策定した「第3次里庄町男女共同参画基本計画」の計画期間満了に伴い、社会情勢の変化や国・県等の方針に対応するとともに、まちづくりについてのあらゆる分野に関わるものとして、「第4次里庄町男女共同参画基本計画」を策定しました。



2. 計画策定の背景

(1) 世界の動き

国際連合が昭和 50（1975）年を「国際婦人年」、それに続く 10 年を「国連婦人の 10 年」と定め、昭和 54（1979）年に「女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約」（女子差別撤廃条約）を採択すると、性に基づく差別の撤廃と女性の地位向上に向けた世界的な取り組みは大きく前進しました。

近年では平成 22（2010）年の国連総会決議により、DAW（国連女性地位向上部）、INSTRAW（国際婦人調査訓練研究所）、OSAGI（国連ジェンダー¹問題特別顧問事務所）、UNIFEM（国連女性開発基金）の 4 機関を統合して平成 23（2011）年に「ジェンダー平等と女性のエンパワメント²のための国連機関（UN Women）」が正式に発足されました。UN Women は、世界、地域、国レベルでのジェンダー平等と女性のエンパワメントに向けた活動をリード、支援、統合する役割を果たしています。

また、平成 27（2015）年には「北京宣言および行動綱領」の採択から 20 年に当たることを記念し、「北京+20」（第 59 回国連婦人の地位委員会）がニューヨークの国連本部で開催されました。ここでは、「北京宣言および行動綱領」実施の進捗が遅く、不均衡であることを憂慮し、具体的な行動を取ることが表明され、また、男性及び男児の関与の重要性についても述べられました。

同年 9 月に国連で採択された「持続可能な開発のための 2030 アジェンダ」では、持続可能な開発目標（SDGs）のひとつに「ジェンダーの平等を達成し、すべての女性と女児のエンパワメントを図る」ことが掲げられるなど、女性の地位向上と参画を早急に実現していくことの重要性が世界的に認識されています。

令和 4（2022）年に「世界経済フォーラム」により公表された「世界男女格差報告書」では、日本の「ジェンダー・ギャップ指数（GGI：世界各国の男女格差を測る指数である）」は 146 か国中 116 位となっており、男女平等参画に強力に取り組む必要があることが明らかになりました。

■男女共同参画に関する主な世界の動き

年	できごと
昭和 50(1975)年	国際婦人年世界会議で「世界行動計画」の採択
昭和 54(1979)年	「女子差別撤廃条約」採択
昭和 60(1985)年	第3回世界女性会議「婦人の地位向上のためのナイロビ将来戦略」採択
平成 7(1995)年	第4回世界女性会議「北京宣言および行動綱領」採択
平成 12(2000)年	国連特別総会「女性 2000 年会議」「更なる行動とイニシアティブに関する文書」（成果文書）採択
平成 22(2010)年	第 54 回国連婦人の地位委員会（「北京+15」）
平成 23(2011)年	UN Women（ジェンダー平等と女性のエンパワメントのための国連機関）正式発足
平成 27(2015)年	第 59 回国連婦人の地位委員会（「北京+20」）「持続可能な開発のための 2030 アジェンダ」採択
令和 3(2021)年	「ジェンダー・ギャップ指数（GGI）」の公表（日本は 156 か国中 120 位）
令和 4(2022)年	「ジェンダー・ギャップ指数（GGI）」の公表（日本は 146 か国中 116 位）

1 ジェンダー：生物学的意味合いから見た男女の性区別をセックスと呼ぶのに対して、社会的・文化的意味合いから見た男女の性区別のことをいう。

2 女性のエンパワメント(Empowerment)：男女共同参画社会の実現のために、女性が自らの意識と能力を高め、社会のあらゆる分野で、政治的、経済的、社会的及び文化的に力を持った存在となり、力を発揮し、行動していくこと。

(2) 日本の動き

これまで、昭和 50（1975）年の「国際婦人年」を契機に、男女平等に関する法律や制度の整備が進み、平成 11（1999）年に「男女共同参画社会基本法」が制定、翌年にはこれに基づく計画として「男女共同参画基本計画」が策定されました。

その後、関連するさまざまな法制度等の整備が進められ、平成 25（2013）年には「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」が改正され、生活の本拠をともにする交際相手からの暴力及びその被害者についても、配偶者からの暴力及びその被害者に準じて法の適用対象となり、法律名も「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」（以下「DV防止法」という。）に改められました。同年に示された「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等のための施策に関する基本的な方針」では、施策の推進に関する基本的な事項が定められており、市町村においては「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する基本的な計画」の策定が努力義務とされています。

平成 27（2015）年8月には、女性の採用・登用・能力開発等のための事業主行動計画の策定を事業主に義務付ける「女性活躍推進法」が成立し、女性の職業生活における活躍を迅速かつ重点的に推進する取り組みが進められています。平成 30（2018）年には「政治分野における男女共同参画の推進に関する法律」が施行され、働く場での女性の活躍や政治の場における男女の機会均等が目指されています。平成 31（2019）年には「働き方改革を推進するための関係法律の整備に関する法律」、令和 2（2020）年には「改正労働施策総合推進法」が施行、令和 4（2022）年には「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律」（以下「育児・介護休業法」という。）が改正されており、男女双方にとって働きやすい環境の整備が推進されています。

一方、人口減少及び未婚化の進行や人生 100 年時代の到来によるライフスタイルの変化、新型コロナ禍における女性の抱える困難の顕在化など、対応すべき課題は数多くあります。こうした状況を踏まえ、国際社会と協調しながら、国民一人ひとりが個性と能力を十分に発揮できる、持続可能な活力ある社会を目指すため、令和 2（2020）年に「第5次男女共同参画基本計画」が策定されました。

■男女共同参画に関する主な国の動き

年	できごと
平成 11(1999)年	「男女共同参画社会基本法」施行
平成 12(2000)年	「男女共同参画基本計画」策定
平成 13(2001)年	「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」施行
平成 17(2005)年	「第2次男女共同参画基本計画」策定
平成 22(2010)年	「第3次男女共同参画基本計画」策定
平成 25(2013)年	「DV防止法」改正
平成 27(2015)年	「第4次男女共同参画基本計画」策定 「女性活躍推進法」施行
平成 30(2018)年	「政治分野における男女共同参画の推進に関する法律」施行
平成 31(2019)年	「働き方改革を推進するための関係法律の整備に関する法律」施行
令和 2(2020)年	「第5次男女共同参画基本計画」策定 「改正労働施策総合推進法」施行 「女性活躍推進法」改正
令和 4(2022)年	「育児・介護休業法」改正 「困難女性支援法」成立

(3) 岡山県の動き

岡山県では、平成3（1991）年の「第4次岡山県総合福祉計画」の策定において、基本計画の中で初めて「女性」が項目として設置され、県政の重要施策として位置付けられました。その後、平成5（1993）年には、女性に関する行政を専門に担当する部署として「女性青少年対策室女性政策課」が新設されました。平成8（1996）年には「第5次岡山県総合福祉計画」において女性行政の基本方向を定めました。

平成9（1997）年には、「男女共同参画推進本部」が設置され、平成11（1999）年には、男女共同参画社会づくりを推進していくための総合的拠点施設として、情報の提供、各種講座事業、相談事業、就業援助事業等を行う「岡山県男女共同参画推進センター」を開設しました。このセンターは「男女がともに」という意味を込めて愛称が「ウィズセンター」となっています。

平成13（2001）年には、「おかやまウィズプラン21」を策定するとともに、男女共同参画を総合的かつ計画的に促進し、男女共同参画社会を実現することを目標とした「岡山県男女共同参画の促進に関する条例」が施行されました。

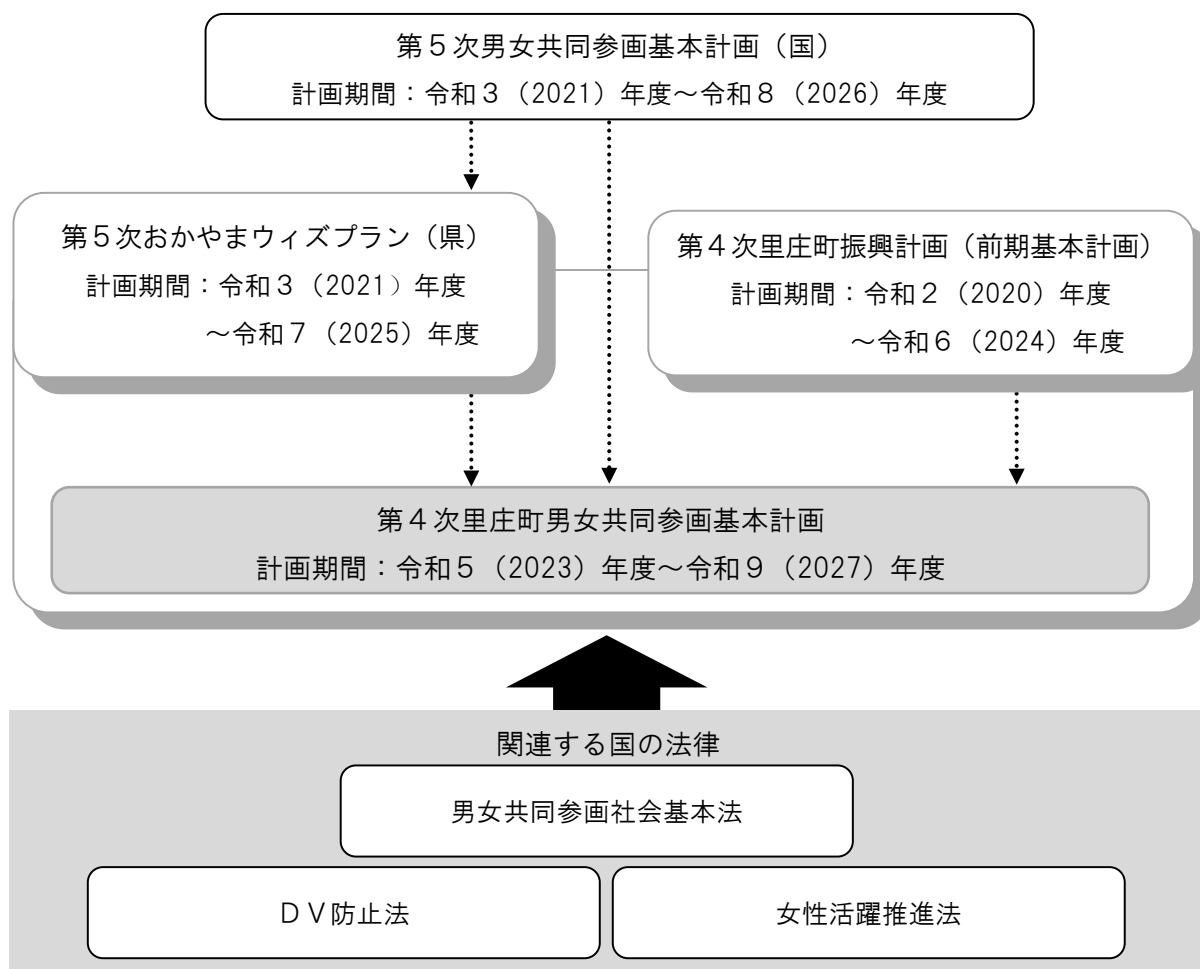
また、平成18（2006）年に「新おかやまウィズプラン」、平成23（2011）年に「第3次おかやまウィズプラン」、平成28（2016）年に「第4次おかやまウィズプラン」を策定し、さまざまな取り組みを推進してきました。また、令和3（2021）年には、これまでの取り組みや課題を踏まえ、「第5次おかやまウィズプラン」が策定されました。



3. 計画の性格と位置付け

本計画は、「里庄町男女共同参画推進条例」に基づく町の基本計画であり、国の「第5次男女共同参画基本計画」、岡山県の「第5次おかやまウィズプラン」、里庄町の「第4次里庄町振興計画（前期基本計画）」、「第3次里庄町男女共同参画基本計画」及びその他の関連計画との整合性を図ったものとします。

また、本計画の一部をDV防止法第2条の3第3項に基づく「里庄町DV防止基本計画」、女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（女性活躍推進法）第6条第2項に基づく「里庄町女性活躍推進基本計画」と位置付けます。



4. 計画の期間

この計画の期間は令和5（2023）年度から令和9（2027）年度までの5年間とします。また、その間の社会情勢の変化等に対応するため、必要に応じて見直しを行います。

5. 計画策定に当たっての資料

(1) 男女共同参画に関する町民意識調査

計画の策定に当たって、里庄町における男女共同参画の実態や男女共同参画に対する考え方を把握するため、「男女共同参画に関する町民意識調査」を実施しました。

■男女共同参画に関する町民意識調査結果概要

調査対象者	町内在住の18歳以上の男女（無作為抽出）				
調査数	2,000件				
調査期間	令和4（2022）年9月27日～同10月11日				
調査方法	郵送による配布、郵送・インターネットによる回収				
調査票回収数	郵送	580件	計685件	回収率	34.2%
	WEB	105件			

(2) 男女共同参画に関する事業所アンケート調査

計画の策定に当たって、町内事業所における男女共同参画に関する活動の状況や制度、今後の方向性を把握するため、里庄町の事業所30社を対象に、「男女共同参画に関する事業所アンケート調査」を実施しました。

■男女共同参画に関する事業所アンケート調査結果概要

調査対象者	町内の事業所または本社・本店、支店、営業所等を持つ事業所（無作為抽出）				
調査数	30事業所				
調査期間	令和4（2022）年9月27日～同10月11日				
調査方法	郵送による配布、郵送・インターネットによる回収				
調査票回収数	郵送	13件	計16件	回収率	53.3%
	WEB	3件			

(3) 里庄町男女共同参画推進審議会での意見

学識経験者や公募委員等10名で構成された、里庄町男女共同参画推進審議会において協議を行いました。

(4) 庁内ヒアリング調査

庁内各課を対象に、男女共同参画に関する課題や取り組みを把握するため、ヒアリング調査を実施しました。

(5) パブリックコメントによる意見

本庁及びホームページにおいて、令和5（2023）年2月8日から2月22日まで、広く町民等から本計画における意見を募集しました。

(6) 里庄町及び岡山県、国の関連計画や各種統計データ

里庄町の「第4次里庄町振興計画（前期基本計画）」をはじめ、「第3次里庄町男女共同参画基本計画」や岡山県・国の関連計画、統計データ等を用い、男女共同参画に関する里庄町の特徴を探りました。

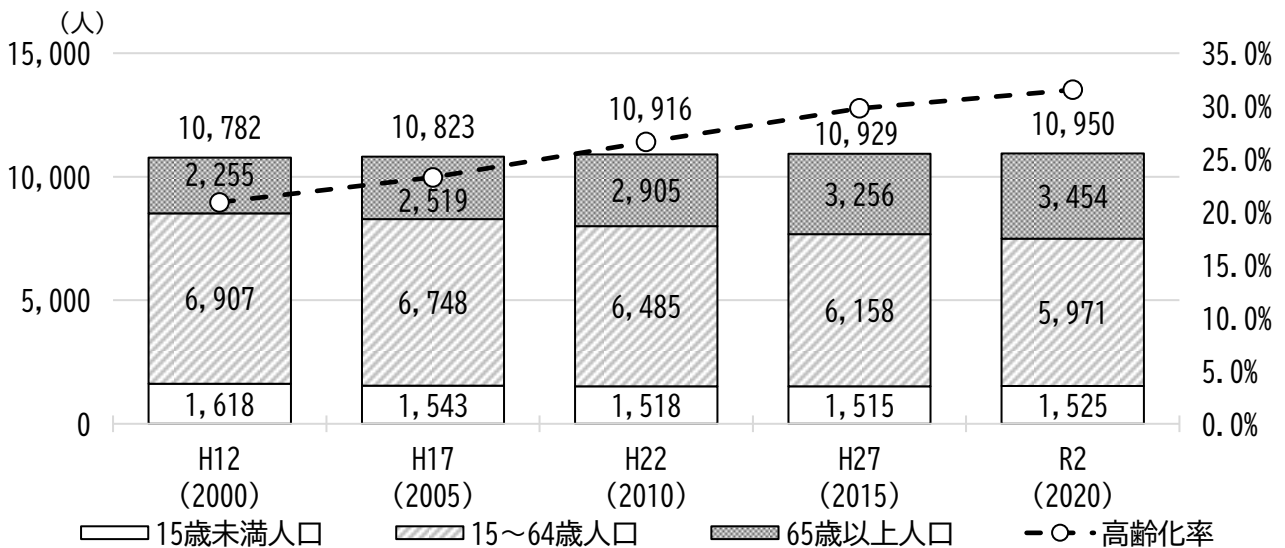
第2章 里庄町の現状と課題

1. 人口と世帯の状況

里庄町における年齢3区分別人口の推移を見ると、平成12（2000）年以降65歳以上の「高齢者人口」は年々増加を続けており、少子高齢化が進んでいます。15歳未満の「年少人口」、15～64歳までの「生産年齢人口」はともに減少してきましたが、平成27（2015）年から令和2（2020）年にかけては「年少人口」はわずかに増加しています。

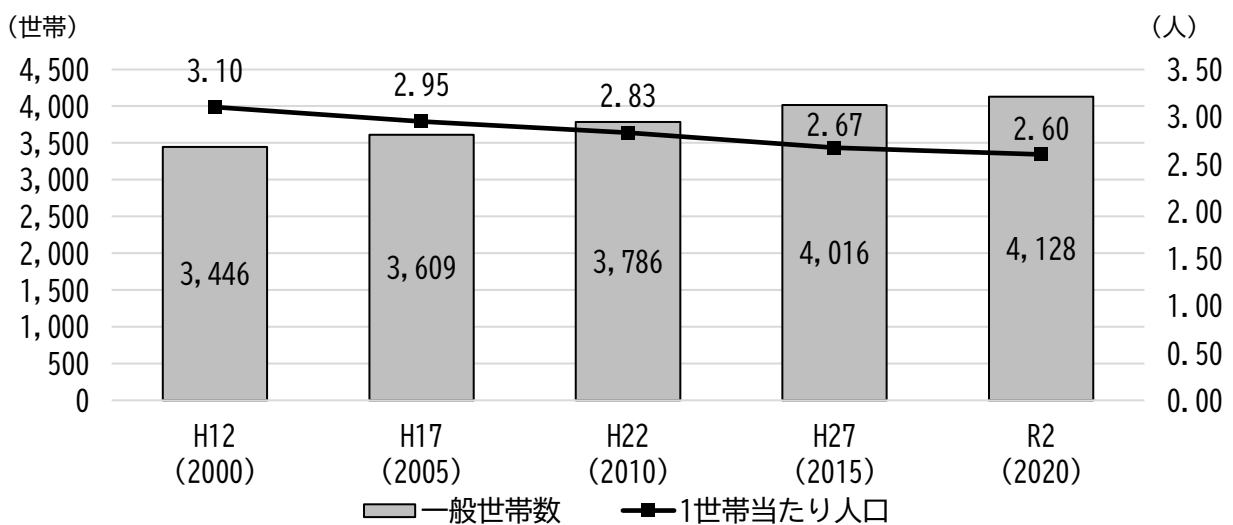
また世帯数の推移を見ると、一般世帯数は年々増加を続けているのに対し、1世帯当たりの人口は減少しており、世帯人員の減少が進んでいます。

■年齢3区分別の人口推計



資料：国勢調査

■世帯数の推移



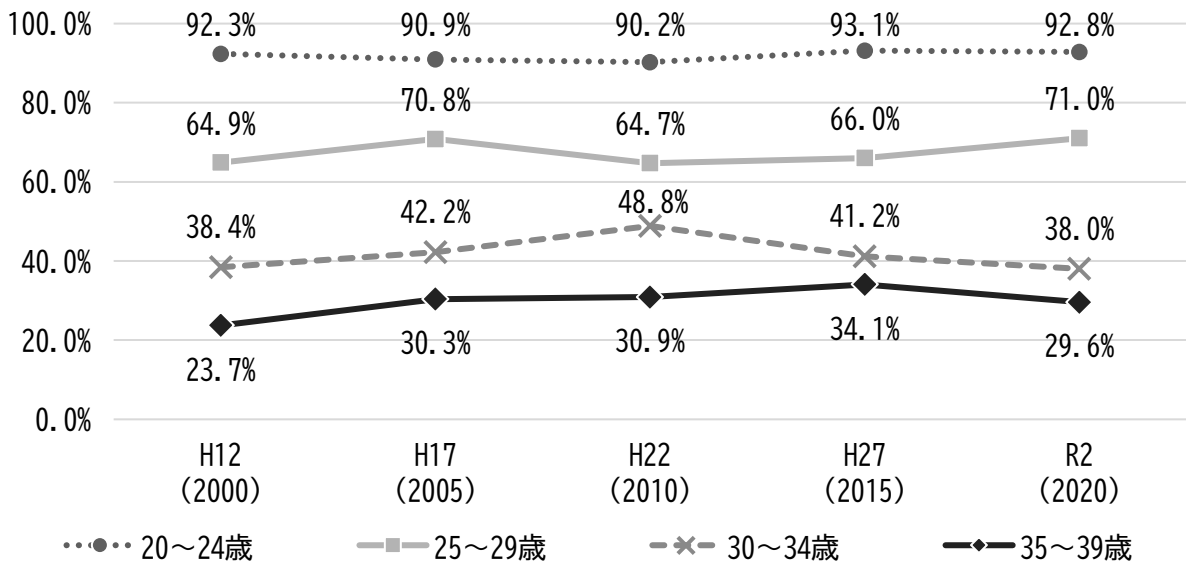
資料：国勢調査

2. 結婚・出産の状況

(1) 未婚率の推移

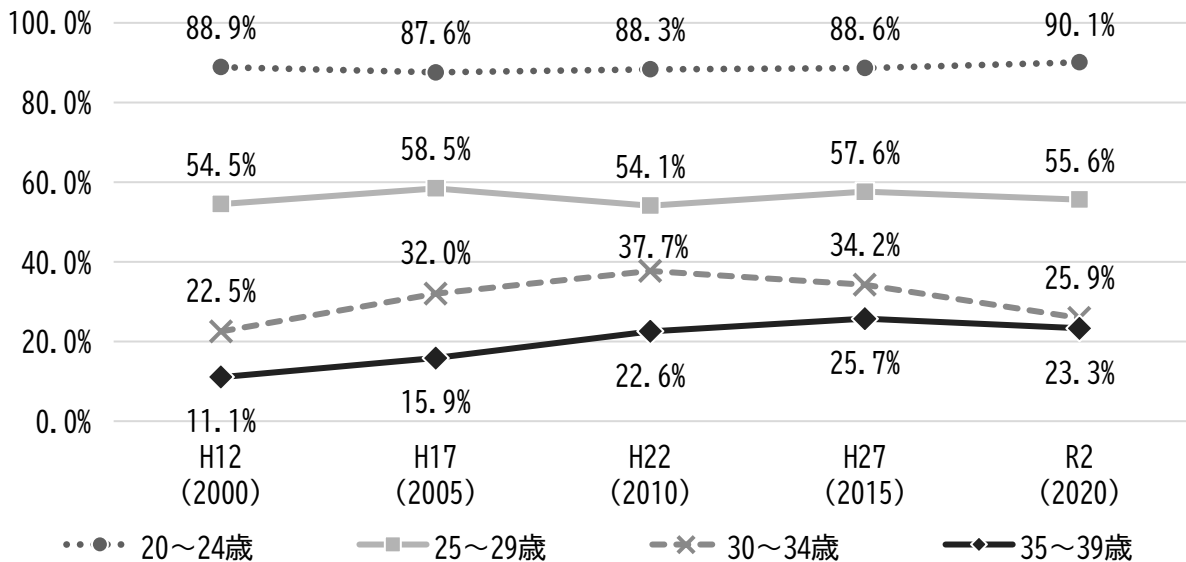
里庄町における20代、30代の未婚率の推移を見ると、男女ともに35～39歳の未婚率が増加傾向にあります。特に30代後半の女性の未婚率について、平成12(2000)年と令和2(2020)年を比べると10ポイント以上上昇しています。

■未婚率の推移(男性)



資料：国勢調査

■未婚率の推移(女性)

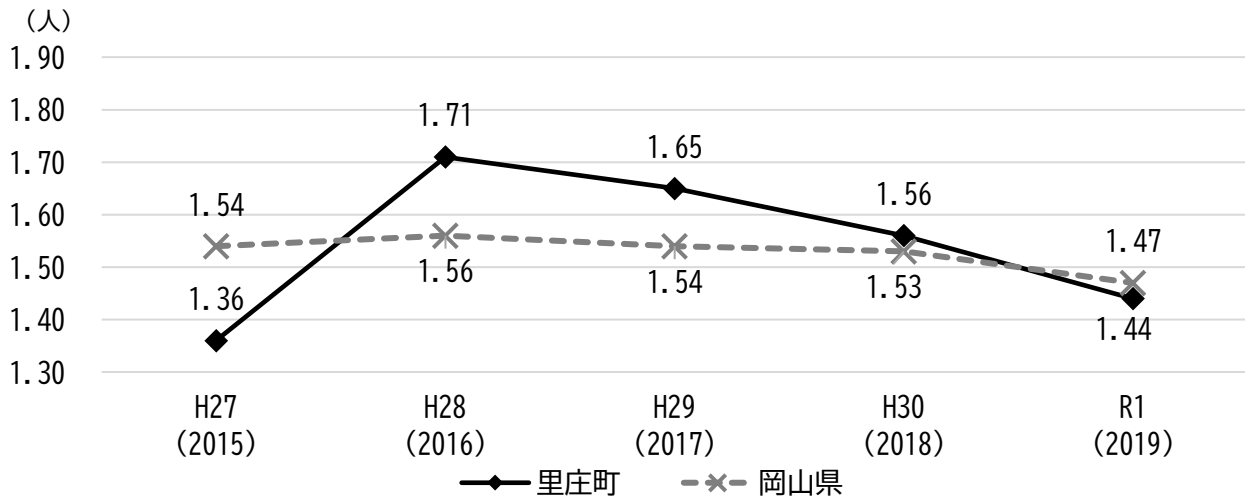


資料：国勢調査

(2) 合計特殊出生率の推移

里庄町の女性が一生の間に生むと推定される子どもの数を表す「合計特殊出生率」は、平成 28 (2016) 年以降年々減少しています。平成 28 (2016) 年から平成 30 (2018) 年にかけては岡山県全体の合計特殊出生率を上回っていましたが、令和元 (2019) 年には県を下回っています。

■合計特殊出生率



資料:岡山県衛生統計年報

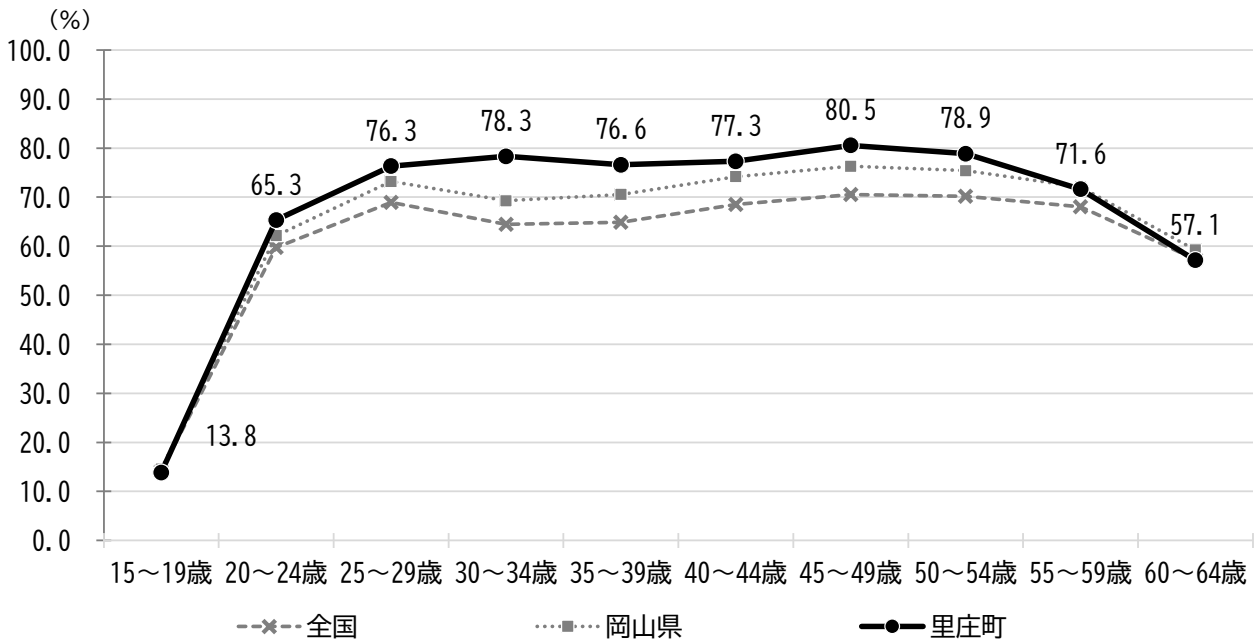


3. 就労の状況

里庄町における年齢別女性の就業率を岡山県、全国と比較すると、20～59 歳までの就業率が岡山県、全国を上回っており、出産・育児期に当たる20～30 歳代での就業率の低下があまりみられません。

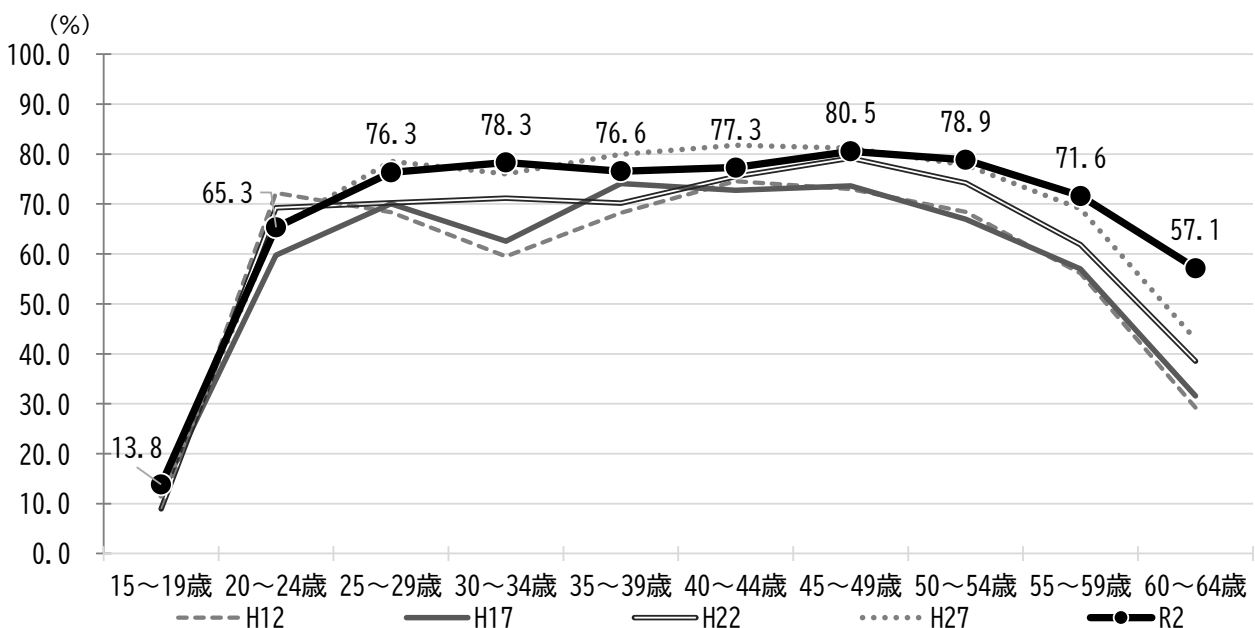
これまでの里庄町の推移をみると、平成 17（2005）年までは 30～34 歳の就業率が低くなる傾向にありましたが、平成 27（2015）年以降はあまりみられなくなっています。また、令和 2（2020）年の 60～64 歳の就業率は平成 12（2000）年以降最も高くなっています。

■里庄町の年齢別女性の就業率と全国、県数値との比較



資料：令和2(2020)年国勢調査

■里庄町の年齢別女性の就業率の推移



資料：国勢調査

4. 目標値と現状値

(1) 基本目標1 男女共同参画を目指す意識づくり

男女共同参画の意識啓発については、男女共同参画週間や男女共同参画推進月間などの機会に合わせて広報活動を行うとともに、教育現場等においても男女共同参画の視点に立った指導が行われるよう取り組みを進めてきました。研修等についても取り組んできましたが、事業によっては新型コロナ禍の影響を受けているものもあり、今後の事業継続に向けて検討する必要があります。

■前計画の目標値と現在値

事柄	前回策定時の 現状値	前回策定時の 目標値	現状値
広報紙等の各種媒体を利用した男女共同参画の周知	4回 (平成28年度)	10回／年度	3回 (令和3年度)
男女共同参画に関する職員研修の開催	1回 (平成28年度)	3回	1回 (令和3年度)
教育関係者及びPTAを対象とした男女共同参画研修会の開催	3回 (平成28年度)	2回	0回 (令和3年度)
町内の中学校が実施する社会体験学習の受け入れ	3回 (平成28年度)	4回	1回 (令和3年度)
社会通念・慣習・しきたりにおいて男女の地位が平等だと思う人の割合を増やす	15.8% (平成29年度)	20.0%	16.4% (令和4年度)
「夫は外で働き、妻は家庭を守る方がよい」という考え方に対して反対、どちらかといえば反対と思う人の割合を増やす※1	41.0% (平成29年度)	50.0%	—
自分自身がセクハラ被害にあった人の割合を減らす※2	男性 2.9% 女性 14.1% (平成29年度)	男性 1.0% 女性 5.0%	—
DVの被害を受けた人のうち、公的機関等に相談した人の割合を増やす	2.2% (平成29年度)	10.0%	5.0% (令和4年度)

※1 令和4年度町民意識調査より

「家事や育児は女性の仕事である」という考え方に対して反対、どちらかといえば反対と思う人の割合…63.1%

「男性は仕事をして家計を支えるべきだ」という考え方に対して反対、どちらかといえば反対と思う人の割合…23.5%

※2 令和4年度町民意識調査より

ハラスメント(セクハラを含む)の被害にあった人の割合…男性 19.7%、女性 29.3%

(2) 基本目標2 男女がともに活躍する環境づくり

女性管理職の登用や審議会等の委員における女性割合の向上、出産・子育てのしやすい職場環境の形成など、男女がともに活躍する環境づくりに取り組んできましたが、人材の不足等により女性活躍及び男性の家庭参画については課題が残る状況です。

町民意識調査では、職場及び家庭生活の中で男女が平等と思う人の割合は横ばいとなっており、役場内だけでなく民間事業所も巻き込んだ取り組みが求められます。

■前計画の目標値と現在値

事柄	前回策定時の 現状値	前回策定時の 目標値	現状値
女性活躍に取り組む町内企業の情報を広報紙等で周知した件数	-	1回/年	0回 (令和3年度)
職場の中で男女が平等と思う人の割合を増やす	24.6% (平成29年度)	35.0%	24.7% (令和4年度)
町の審議会や委員会の委員募集における公募の実施	2回 (平成28年度)	2回	2回 (令和3年度)
町の審議会や委員会の委員における女性の割合	33.0% (平成29年度)	40.0%	37.7% (令和4年度)
町の男性職員の育児休暇取得者数を増やす ^{※3}	0人 (平成29年度)	2人	1人 (令和3年度)
男性のための研修会(父と子を対象とするものも含む)の開催	6回 (平成28年度)	4~6回 /年度	0回 (令和3年度)
家庭生活の中で男女が平等と思う人の割合を増やす	30.0% (平成29年度)	35.0%	30.4% (令和4年度)

※3 本計画より、男性職員の育児休暇取得者数については、人数ではなく取得した割合を目標値とします。
(取得割合…取得者数/配偶者が出産した男性職員の人数)

(3) 基本目標3 安心して多様な暮らし方ができるまちづくり

子育て支援については、小児医療費制度の対象年齢の引き上げ等支援の充実に取り組んでいますが、近年は子ども会の減少などにより、地域ぐるみの子育て支援が難しくなっています。その他の地域活動やボランティア活動についても高齢化が進んでいることから、若い世代への参加を呼びかけながら地域における男女共同参画の実現に向けて取り組みを進める必要があります。

検診等については、新型コロナ禍の影響もあり受診体制を縮小しなければならない状況が続いています。今後は、感染対策を図りながら受診体制の充実に努める必要があります。

■前計画の目標値と現在値

事柄	前回策定時の 現状値	前回策定時の 目標値	現状値
保育料2人目以降無料制度の維持	現状維持	現状維持	現状維持 (令和3年度)
子育てひろばげんキッズ利用者の増加	5,486人 (平成28年度)	現状維持	6,559人 (令和3年度)
乳がん検診受診率の増加	27.0% (平成28年度)	30.0%	18.72% (令和3年度)
子宮がん検診受診率の増加	24.2% (平成28年度)	30.0%	15.11% (令和3年度)
前立腺がん検診受診率の増加	12.6% (平成28年度)	15.0%	11.88% (令和3年度)

第3章 計画の基本的な考え方

1. 基本理念

「すべての人が輝き みんなの笑顔があふれるまち 里庄」

本計画では、すべての町民が性や世代を超えて支え合いながら、あらゆる分野においてそれぞれが輝き笑顔あふれる社会を創りあげていくため、計画の基本理念を「すべての人が輝き みんなの笑顔があふれるまち 里庄」と定め、男女共同参画社会の実現を目指します。

2. 基本目標

「すべての人が輝き みんなの笑顔があふれるまち 里庄」の基本理念の下に、次の3つの基本目標を設定し、取り組みを推進します。

基本目標1 男女共同参画社会を目指す意識づくり

すべての町民が、ともに認め、ともに支え合うまちを形成するために、家庭や学校教育、地域等のさまざまな活動の場において、男女共同参画社会についての意識啓発を推進し、あらゆる分野での男女共同参画を支援・推進します。

また、あらゆる暴力の根絶に向けて、計画の一部を里庄町 DV 防止基本計画として位置付け、女性に対する暴力の根絶のための啓発、暴力被害者の支援・相談体制の充実を図ります。

基本目標2 男女がともに活躍する環境づくり

すべての町民が、個々に持つ能力を十分に発揮し、就労や社会的な活動を行うことができるよう、ワーク・ライフ・バランスの推進をはじめとした環境整備に取り組みます。

また、経済分野や意思決定の場における女性の活躍推進に向けて、里庄町女性活躍推進基本計画として位置付け、多様な働き方への支援やあらゆる意思決定の場における女性の参画促進に取り組みます。

基本目標3 安心して多様な暮らし方ができるまちづくり

すべての町民が、地域や職場等のあらゆる活動に積極的に参画するためには、心身ともに充実していることが重要です。そのため、町民とのパートナーシップの下に、特に高齢者や障がいのある人・ひとり親世帯・子育て世帯等に対する福祉の充実を図ります。

3. 計画の体系

基本目標	推進目標	施策
1 男女共同参画社会を目指す意識づくり	① 男女共同参画意識の啓発	(ア) 男女共同参画に関する啓発・広報活動の推進 (イ) 男女共同参画に関する調査研究 (ウ) 広報・出版物等における女性の人権の尊重
	② 教育における男女共同参画	(ア) 男女共同参画の視点に立った学校教育の推進 (イ) 家庭における男女平等教育の促進 (ウ) 生涯学習活動の促進
	人権の尊重 ★重点的な取り組み ③ ★里庄町DV防止基本計画	(ア) 暴力を許さない環境整備の充実 (イ) DV、ハラスメントを防止するための意識づくり (ウ) DV 被害者への支援体制の充実と被害の潜在化の防止 (エ) 関係機関等との連携体制の充実 (オ) 相談体制の充実
2 男女がともに活躍する環境づくり ★里庄町女性活躍推進基本計画	① 働く場における女性活躍の推進 ★重点的な取り組み	(ア) 事業所等における男女がともに働きやすい職場環境の整備 (イ) 女性の再就職支援、起業支援 (ウ) 事業所や関係団体等での女性登用の促進
	② 政策の立案・決定の場における女性の参画促進	(ア) 政策・方針の立案・決定過程への女性の参画促進 (イ) 人材育成の推進
	③ ワーク・ライフ・バランスの推進 ★重点的な取り組み	(ア) ワーク・ライフ・バランスの実現に向けた理解の促進 (イ) 仕事と生活との両立支援 (ウ) 男性の家事・育児・介護等への参加促進 (エ) テレワーク等の柔軟な働き方の推進
3 安心して多様な暮らし方ができるまちづくり	① 地域における男女共同参画の推進	(ア) 地域活動への参画の促進 (イ) 防災分野における男女共同参画の推進
	② 子育て支援体制の充実	(ア) 次代を担う子育て支援体制の充実 (イ) ひとり親家庭の安定した生活への支援
	③ あらゆる人がいきいきと暮らすための支援	(ア) 高齢者に対する福祉の充実 (イ) 障がいのある人に対する福祉の充実 (ウ) LGBTQ+（性的マイノリティ）に対する理解の促進 (エ) 困難を抱える女性に対する支援
	④ 生涯を通じた健康の維持・向上	(ア) 心身の健康と性の権利における意識啓発 (イ) 健康づくり事業の実施

第4章 重点的な取り組み

里庄町における男女共同参画の推進に当たり、近年の男女共同参画に関する動向や現状の取り組みを踏まえて、次の3つを重点的に取り組む施策とします。

1 DV防止等における取り組み

これまでは、特に女性に対するセクハラ（セクシュアル・ハラスメント）や暴力などの人権侵害が問題視されてきましたが、近年はDV・ハラスメントの形態が多様化し、性別関係なく被害に遭う可能性が高まっています。また、新型コロナ禍において外出自粛などにより在宅時間が長くなった結果、全国的にDV被害が増加しています。

里庄町でも、町民意識調査において約2割の方が被害経験があると回答しており、前回よりも増加しています。被害を受けた際に「どこ（誰）にも相談しなかった」の割合も年々増加傾向にあります。

暴力に関する正しい知識を町民全体に啓発することで、暴力を認識し、未然に防ぐ社会的な意識を醸成します。また、各関係機関との連携を強化し、被害者が相談しやすい相談体制の整備と周知を進め、被害の潜在化防止に努めます。

2 働く場における女性の活躍推進の取り組み

里庄町の女性の就業率は年々上昇しており、結婚・出産・子育て期に就業率が低下するM字カーブの谷は浅くなってきています。町民意識調査においても、女性が仕事を持つことについて「ずっと仕事を持っているほうがよい」と回答している割合は年々増加しています。一方で、職場における平等感については変化がみられず、2割程度にとどまっています。

女性活躍推進法の改正など、国でも女性の活躍推進については積極的に取り組みが行われています。こうした流れを踏まえ、里庄町でも女性が多様な働き方を選択することができるよう、女性の能力開発や就職支援、女性の登用を積極的に進めます。

また、働く場だけでなく地域活動や家庭においても男女共同参画の視点から取り組み、地域のつながりの中で男女がともに豊かな生活を送ることができる基盤づくりや、男性の家庭生活等への参画についても意識啓発や環境づくりを進めます。

3 ワーク・ライフ・バランス推進における取り組み

男女がともに互いを尊重しつつ個性と能力を発揮し、活力のある社会を築くためには、企業等において多様な人材を活用するとともに、仕事と家事・育児・介護のバランスを取ることが必要です。

里庄町では、男女がともにあらゆる分野に参画し、生涯にわたって心豊かな生活を送ることができるよう、ワーク・ライフ・バランスの推進に向けた子育て・介護サービスの充実に取り組んできました。

一方で、近年は共働き世帯の増加や高齢者の就業率の上昇等により、子育てや介護におけるサービス利用のニーズは高まっており、制度・サポートが利用しやすい環境づくりに向けたさらなる取り組みが求められます。企業への働きかけや、男女がともに子育て・介護を担うための講座の充実等、啓発活動に努めます。

第5章 計画の内容

基本目標 1 男女共同参画社会を目指す意識づくり

推進目標 1 男女共同参画意識の啓発

◆現状と課題

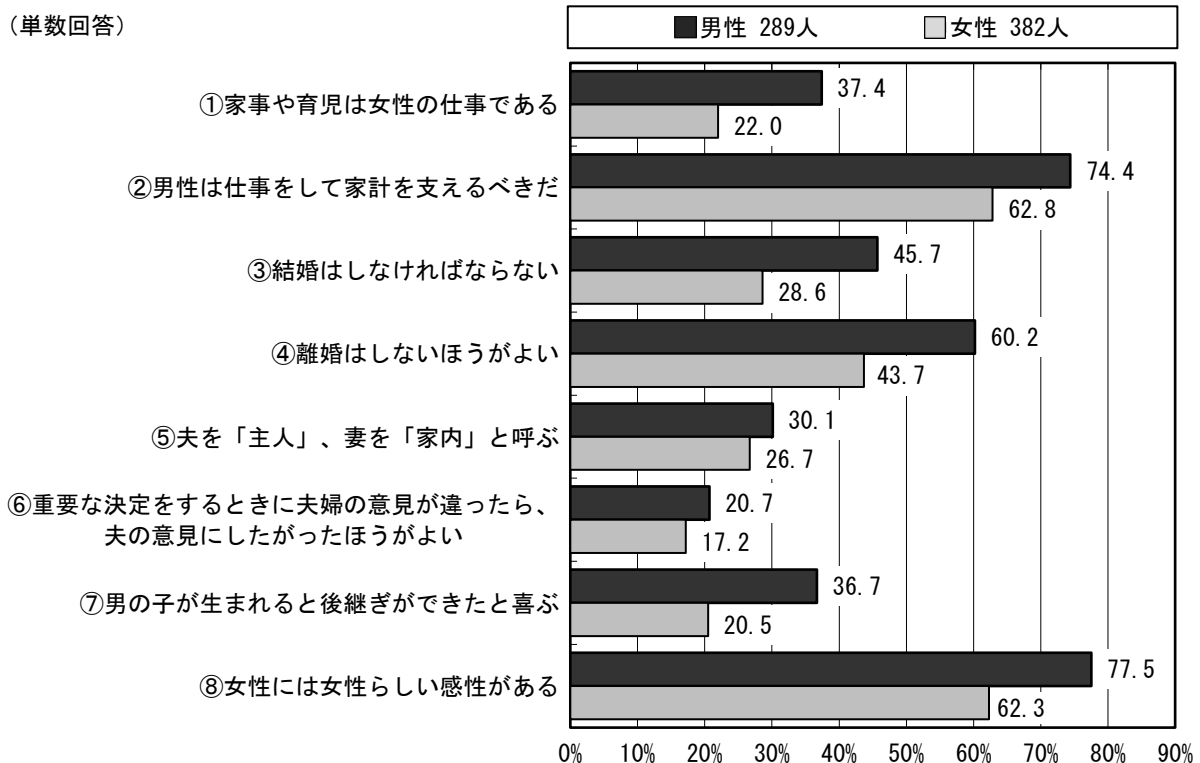
男女共同参画社会を実現するためには、男女平等の意識が浸透し、性別に関係なく個人として尊重されることが重要です。

町民意識調査では、『家事や育児は女性の仕事である』という考え方については賛成している割合は低い一方で、『男性は仕事をして家計を支えるべきだ』『女性には女性らしい感性がある』については賛成している割合が高くなっています。女性の社会参画への意識は高まりつつも、性別役割意識は強く根付いている状況がうかがえます。

国では、男女共同参画が進まない一因として、社会全体において性別役割分担意識や無意識の思い込み（アンコンシャス・バイアス）³が存在していることを挙げており、第5次男女共同参画基本計画ではこうした固定観念や性差に基づく偏見の解消を目指していくこととしています。

里庄町においても、町民一人ひとりが身近な性別役割分担意識や無意識の思い込みに気付き、男女共同参画に関する認識を深められるよう、施策の周知や意識啓発を引き続き行っていく必要があります。

■性別役割分担意識に基づく考え方について賛成している割合(男女別)



3 過去の経験や見聞きした事柄から、誰もが潜在的に持っている思い込みや自分自身でも気がついていない性差に関する考え方や捉え方のこと。

◆施策

(ア) 男女共同参画に関する啓発・広報活動の推進

男女共同参画社会の実現のためには、町民だけでなく、町、事業所、各種団体等が男女共同参画社会について正しく理解し、さらに知識を深めていく必要があります。

これまで進めてきたラジオ、啓発チラシ、男女共同参画週間（毎年6月23日～29日）のパネル展等の啓発・広報活動を行う他、県及び関係機関で行われる研修についての参加促進を行い、積極的な啓発活動に努めます。

番号	施策名	事業内容	担当課
1	各種広報媒体を用いた男女共同参画の啓発・広報	男女共同参画意識の醸成及びアンコンシャス・バイアスの解消に向けて、男女共同参画週間等も利用しながら、広報紙やホームページ等の媒体を通じた啓発を行います。	企画商工課
2	研修会・講演会の実施や広報活動	町内及び県、関係機関で行われる研修についての周知・広報を積極的に実施し、広く町民や各種団体等への男女共同参画の啓発を行います。 研修会・講演会を開催する際は、必要に応じてオンラインでの開催も検討するなど、柔軟な対応に努めます。	関係各課
3	町職員に対する研修や意識啓発の実施	町職員に対して、男女共同参画に関する知識を深めるために、関係機関の研修会等への参加を促し、さまざまな機会を通じて意識啓発を図ります。	総務課 企画商工課

(イ) 男女共同参画に関する調査研究

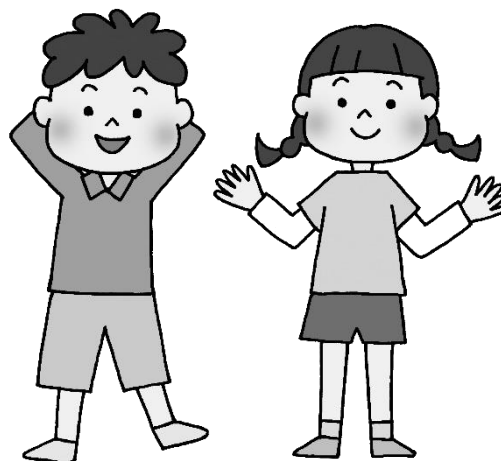
町民の男女共同参画に関する意識を把握するために、町民意識調査を実施し、施策の効果検証を行う他、各種関係団体との連携体制を整え、男女共同参画に関する調査研究を進めます。

番号	施策名	事業内容	担当課
1	男女共同参画に関する定期的な意識調査・実態調査の実施	計画の改訂（5年ごと）に合わせて、男女共同参画に関する町民意識調査を実施し、町民の男女共同参画に関する意識を把握するとともに、施策の効果を検証します。	企画商工課

(ウ) 広報・出版物等における女性の人権の尊重

町発行の刊行物等において、女性の人権を侵害するような表現や固定的な性別役割分担意識を助長するような表現等を防止・排除するとともに、男女共同参画の視点に立った表現が使用されるよう、点検・見直しを行います。

番号	施策名	事業内容	担当課
1	情報を主体的に読み解く力（メディア・リテラシー）の学習機会や情報の提供	<p>小学校・中学校において情報教育支援員による指導及びGIGA スクール構想の環境整備を進めます。</p> <p>また、タブレットを活用する授業において、情報を主体的に読み解き、正しい判断ができるように、情報教育の推進・充実を図ります。</p>	教育委員会
2	町刊行物等作成時における適正な表現	<p>町刊行物等において、男女の固定的な性別役割分担意識の助長につながるような表現がないよう、複数職員の目を通しチェック体制を強化します。</p>	関係各課
3	子どもを取り巻く有害な情報の排除	<p>家庭、地域、学校、事業主、県等と連携を強化し、有害ピラを撤去するとともに性表現や暴力表現について不適切であるメディアに青少年が容易に接点を持たないよう努めます。</p> <p>また、引き続き、学校や公民館等の公共機関に設置しているインターネット体験パソコンへ有害サイトへのアクセスを制限するための対策（フィルタリングサービス等）を行います。さらに、SNS を正しく利用できるよう児童生徒へ啓発を行い、ネットトラブルの防止に努めます。</p>	教育委員会



推進目標 2 教育における男女共同参画

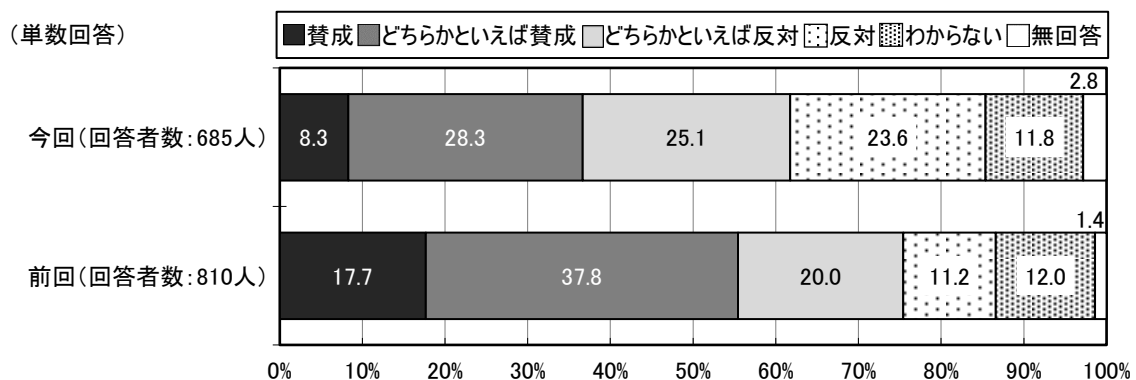
◆現状と課題

男女共同参画社会の実現のためには、男女がともに男女共同参画についての正しい知識を持ち、一人ひとりが理解を深めることが大切です。

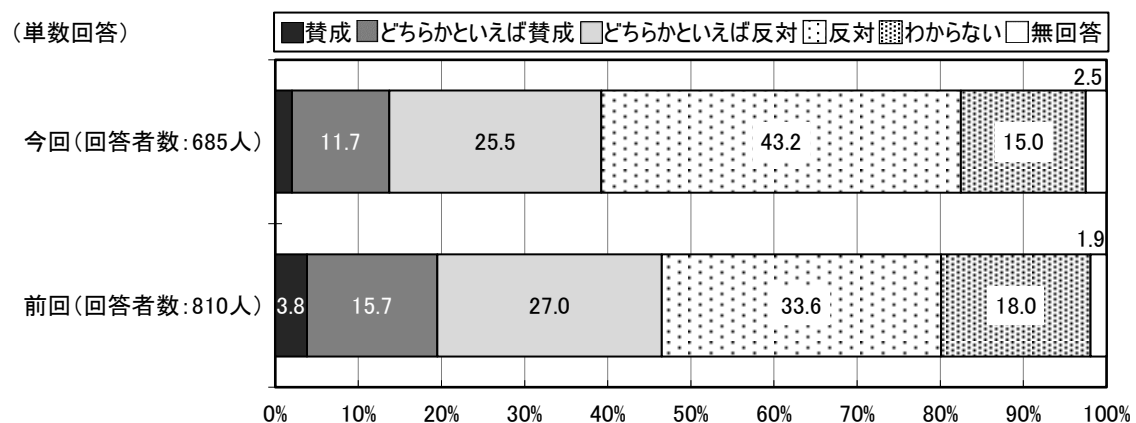
町民意識調査では、『男女にはそれぞれの役割があるので、女の子は女の子らしく、男の子は男の子らしく育てた方がよい』『男の子には、女の子よりも高い水準の教育を受けさせる方がよい』の両方において、賛成している割合は前回と比較して低くなっており、育児や教育など、子どもの人格形成に影響を与える過程においては、性別による役割分担意識をなくしていく動きがあることがうかがえます。

人の意識や価値観は、子どものころから家庭や学校、地域の中で形成されるものであり、一人ひとりの個性や能力を發揮し、自分らしい生き方ができるよう学校、家庭、地域それぞれの分野で男女平等を含めた人権教育を推進していく必要があります。

■男女にはそれぞれの役割があるので、女の子は女の子らしく、男の子は男の子らしく育てた方がよい



■男の子には、女の子よりも高い水準の教育を受けさせる方がよい

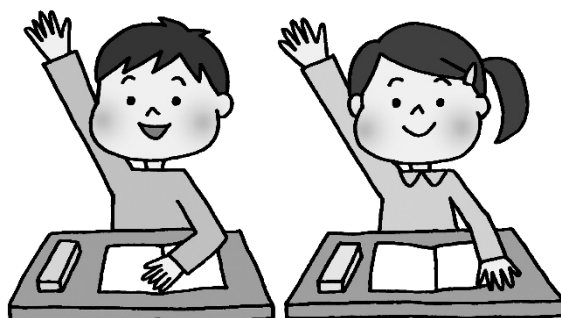


◆施策

(ア) 男女共同参画の視点に立った学校教育の推進

幼稚園、小・中学校等、あらゆる教育活動を通じて子どもたちへの人権の尊重、男女平等の意識の啓発を推進します。また、教育関係者や保護者に対しても男女共同参画に関する理解を深め、意識を高めることができるよう、研修機会等の充実に努め、男女共同参画の視点に立った学校教育を推進します。

番号	施策名	事業内容	担当課
1	男女平等観に基づく教育の充実	幼少期から成長段階に応じて、固定的性別役割分担意識に捉われない教育を実施し、幼少期からの男女共同参画意識の醸成を図ります。	教育委員会
2	心の教育の推進	道徳教育の充実や、家庭や地域と連携して自然体験や社会体験等の体験的な活動を拡充し、いじめ、不登校問題等に積極的に取り組み、正義感や倫理観、思いやりの心、人権を尊重する心、豊かな人間性を育む心等の教育を充実させます。	教育委員会
3	教育相談員の配置	教育相談員を教育委員会に配置し、児童・生徒や保護者、教員の相談を受ける体制を維持します。	教育委員会
4	一人ひとりに応じた進路指導の充実	生徒一人ひとりが主体的に進路を選択する能力・態度を身につけ、性別によって進路を制限されることなく幅広い分野に進むことができるようにするとともに、高い職業意識の育成を図るため、生徒一人ひとりに応じた進路指導を行います。	教育委員会
5	中学校の職場体験学習	総合学習の時間などを利用して、生徒の職場体験の機会を推進し、将来の進路や仕事について主体的に考える能力の育成を図ります。	教育委員会
6	学校環境の定期的な点検	学校現場において、男女平等の視点から名簿等の取り扱いについて配慮されているかなどの点検、見直しを図ります。	教育委員会
7	教育関係者やPTAに対する男女共同参画意識の高揚	学校関係者やPTAが学校における男女共同参画に関する理解を深め、お互いに男女共同参画意識を高めることができるよう、研修機会等の確保に努めるとともに、研修を実施する際はより多くの保護者が参加できるように検討を行います。	教育委員会
8	ジェンダー・男女平等の視点からの教材の検討	ジェンダーや男女平等の視点を踏まえながら、人権教育や道徳教育の内容と照らし合わせ、実態に応じた取り組みができるよう、教材の検討を行います。	教育委員会
9	保護者の学校行事等への参加を配慮した行事運営の推進	働く保護者等が参加できるように、教員の業務量も考慮しながら、可能な限り希望に沿った小・中学校等の行事の運営に努めます。	教育委員会
10	性教育の充実	各小・中学校の実情に合わせて、性に対する基礎的・基本的事項を正しく理解させるなど、性教育の充実を図ります。	教育委員会



(イ) 家庭における男女平等教育の促進

学校教育とともに、家庭における教育も子どもたちの意識形成に大きな影響を及ぼします。そのため、各種広報媒体や教育関係機関と連携して、子どもだけでなく保護者を対象とした男女共同参画に関する意識啓発・男女平等教育を促進します。

番号	施策名	事業内容	担当課
1	家庭における男女共同参画意識の普及啓発	広報紙やホームページ、子ども向けの啓発チラシ等の媒体を用い、子ども、保護者双方に対して、家事や育児、介護等の家庭生活は男女共同で参画するという意識を啓発します。	企画商工課
2	家庭教育の促進	保育園や幼稚園、学校等と連携し、男女共同参画の視点に立った家庭教育、人権教育の重要性についての啓発や講座の充実に努めます。 また、こすえ会の活動において、保護者を対象にした子育てに関する学習会等の開催等を行い、子育てを通じた家庭内における役割分担について意識啓発を図ります。	教育委員会 健康福祉課
3	子どもに対する男女共同参画意識の普及啓発	子どもに対するパンフレットの配布や保育園、幼稚園、学校等と連携した男女平等教育を行うことで、子どもを起点とした家庭内の男女共同参画意識を啓発します。	企画商工課 教育委員会

(ウ) 生涯学習活動の促進

町民を対象とした啓発事業や町内の社会教育の場を拠点とした男女共同参画に関する講座の開催・情報提供等を充実させ、生涯を通じた男女平等教育を推進します。

それにより、町民が生涯にわたって男女共同参画について学べるとともに、社会のあらゆる分野に参画することができるよう、男女共同参画について学習する機会を提供します。

番号	施策名	事業内容	担当課
1	各種講座等の充実・参加促進	里庄カレッジクラブや里庄虚空蔵大学において、参加しやすい環境づくりや講座内容の工夫を行い、男性や幅広い年代の町民に対して参加を促し、男女がともに学ぶ場を提供します。	教育委員会
2	相談支援体制の充実	生涯学習に関する相談体制の充実を図ります。	教育委員会
3	託児サービスの実施	子どもを持つ親が学習活動等に参加しやすい環境をつくるため、各種事業開催時において、社会福祉協議会とも連携しながら託児サービスの実施に努めます。	教育委員会 関係各課

◆現状と課題

近年はハラスメントの内容が多様化し、誰もが被害者にも加害者にもなり得る状況となっています。また、全国的には新型コロナ禍におけるDV被害の増加、潜在化なども指摘されており、被害者支援をより一層進めていく必要があります。

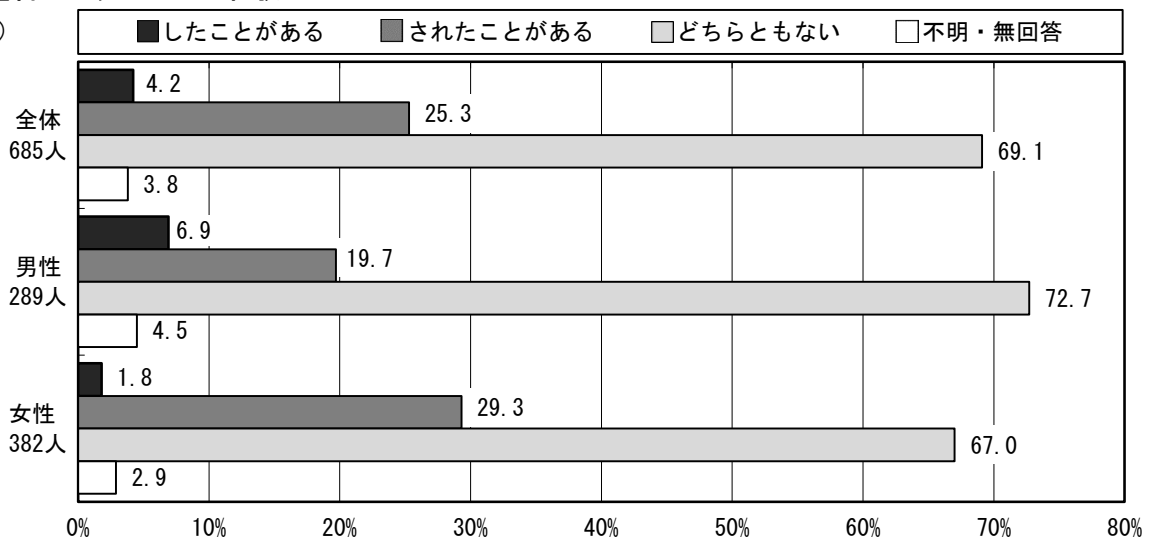
町民意識調査では、女性では3割程度、男性では2割程度の方がハラスメントを「されたことがある」と回答しており、そのうち相談しなかった人の割合は3割程度となっています。

また、配偶者や恋人等、親しい関係にある人との間で行ったこと、または受けたこととして、『命令するような口調でものを言う』では、「したことがある」「されたことがある」の両方の割合が比較的高くなっています。DV被害を受けた人のうち、「どこ（誰）にも相談しなかった」の割合は男性が6割程度、女性が5割程度となっており、ハラスメントの被害と比較して相談につながりにくい状況となっています。相談しなかった理由については、「相談するほどのことでもないと思った」が5割程度、「相談しても無駄だと思った」が4割程度となっており、相談したくてもできない人やその行為自体が暴力と気付いていないことも考えられます。

性別に関わらず、被害者にも加害者にもならないようハラスメントやDVに関する情報提供や意識啓発を行うとともに、気軽に相談でき、解決につなげられる体制づくりを整備・周知していくことが必要です。

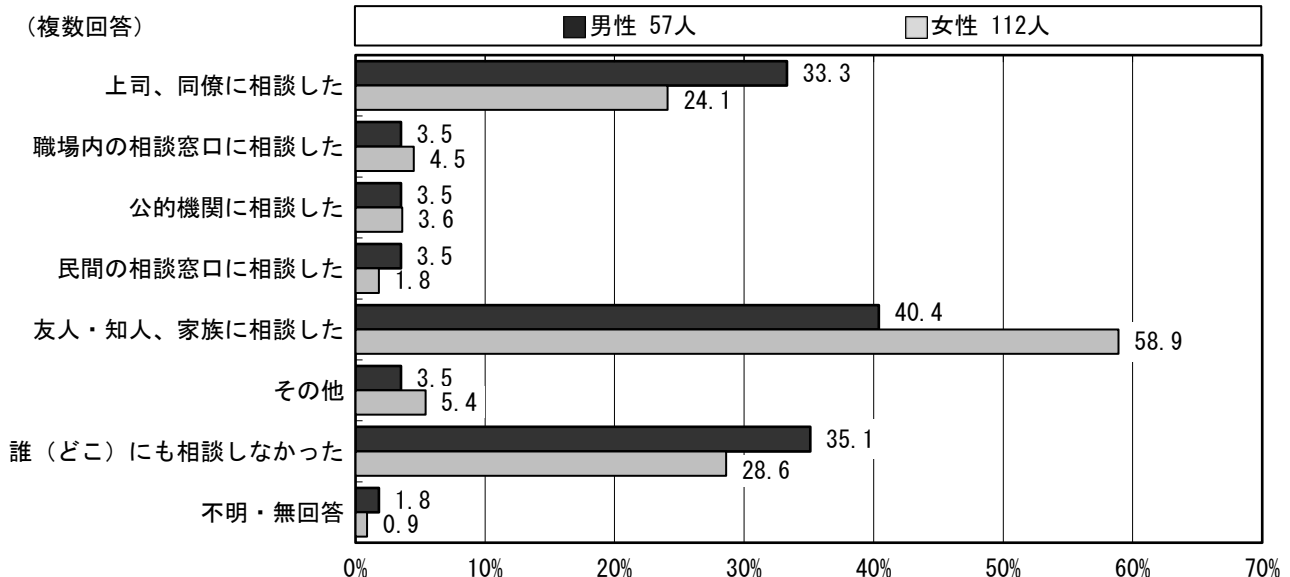
■セクハラを含むハラスメントの経験

(複数回答)



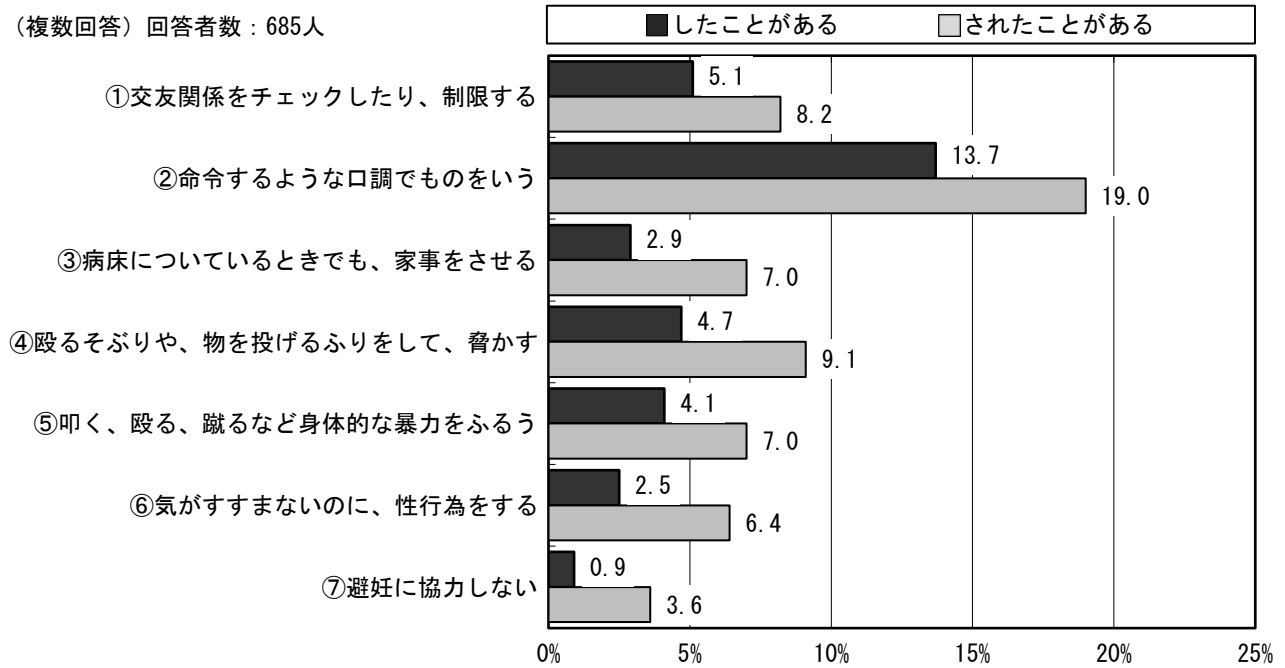
■ハラスメントを受けての相談の状況

(複数回答)



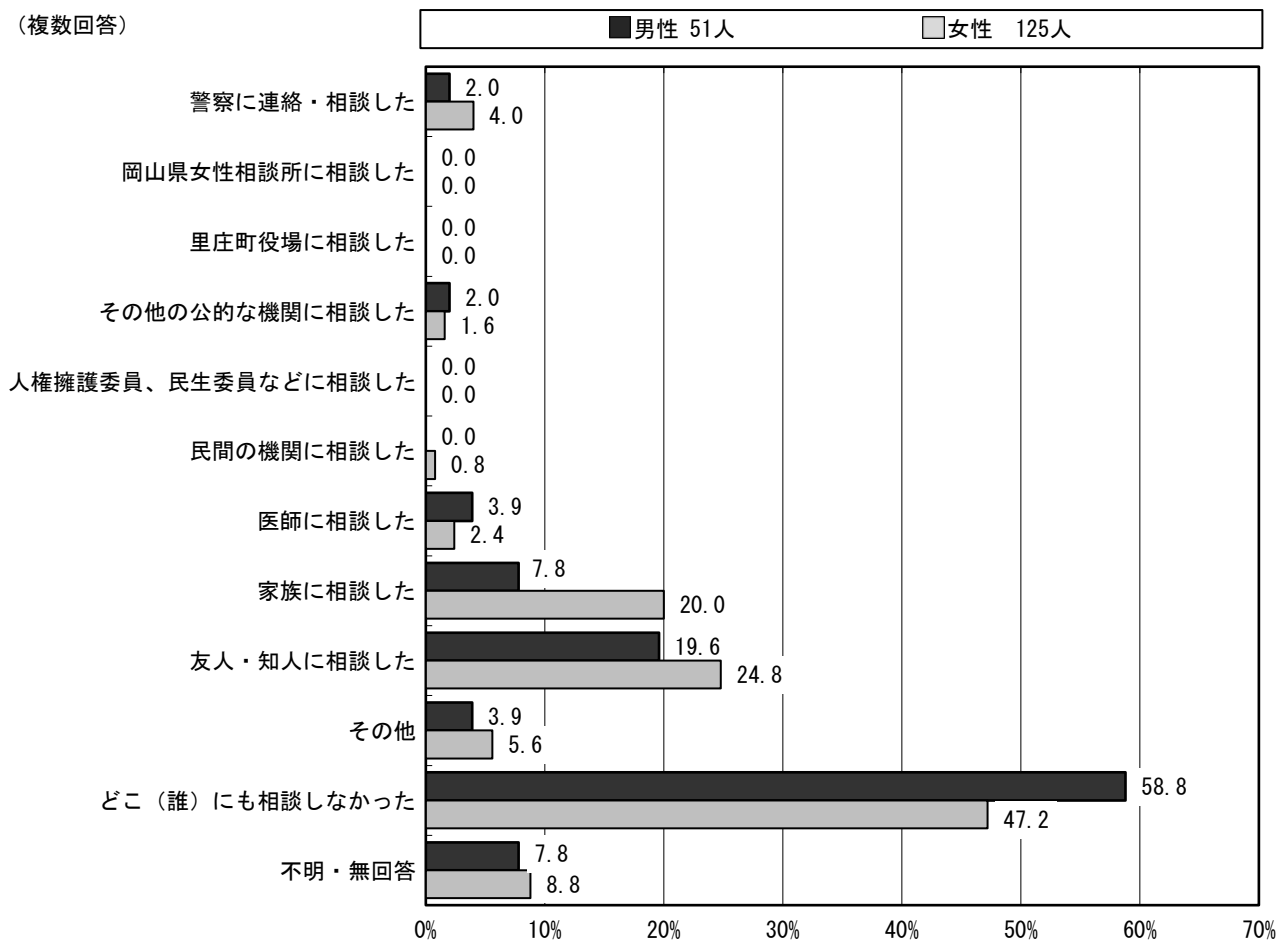
■配偶者や恋人からのDVの状況

(複数回答) 回答者数：685人



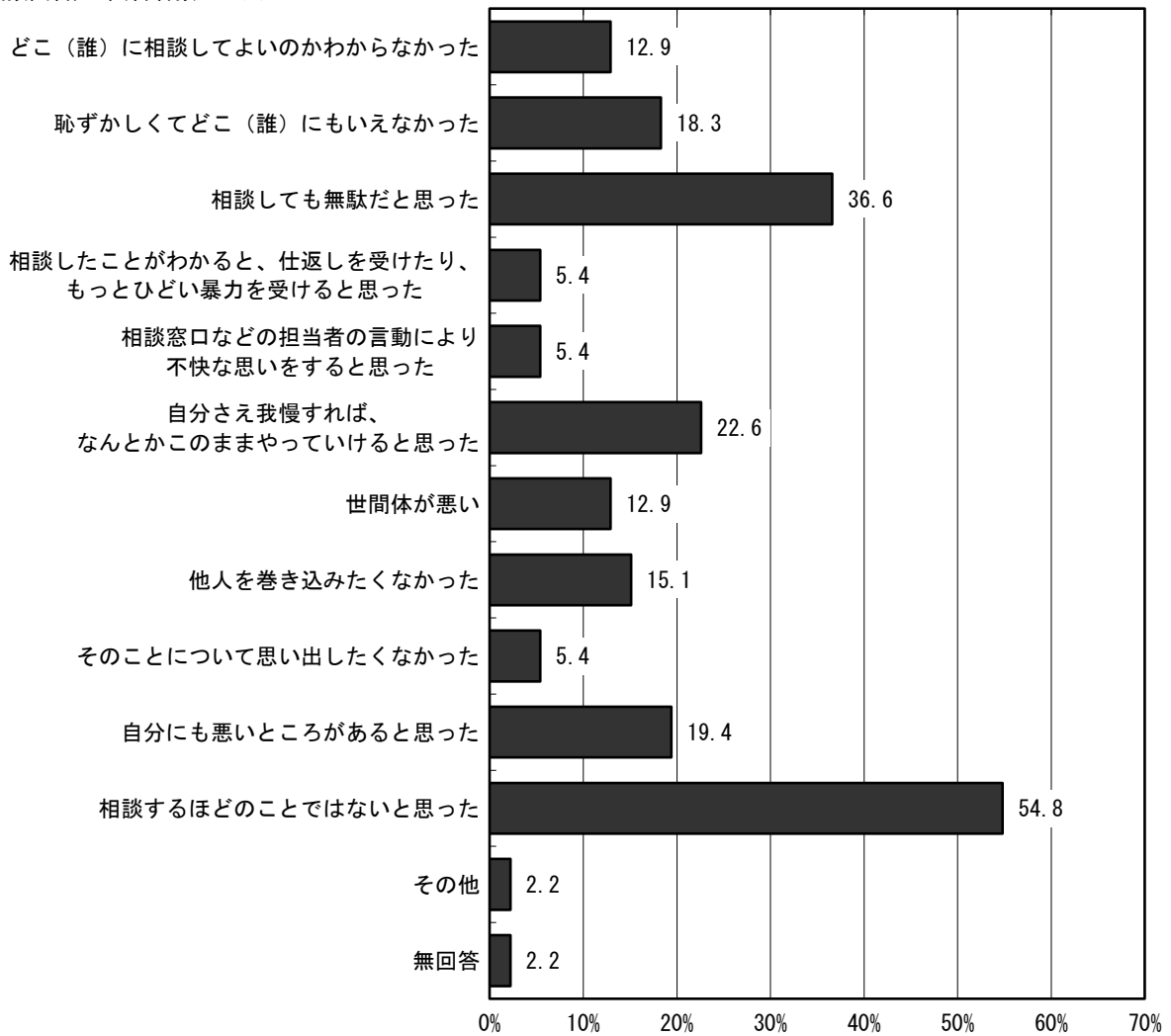
■DVを受けての相談の状況

(複数回答)



■相談しなかった理由

(複数回答) 回答者数：93人



◆施策

(ア) 暴力を許さない環境整備の充実

DVやハラスメント等、さまざまな形態で存在する暴力は、社会全体に深刻な影響を与える人権問題です。

男女を問わず、暴力を許さない地域づくりが必要であり、学校や地域、職場での教育や学習を通じて、男女間のあらゆる暴力を根絶し、容認しない環境を整備します。

番号	施策名	事業内容	担当課
1	子どもに対する虐待の根絶	<p>広報紙等の媒体を通じて児童虐待が許されるものではないことを町民に広報し、子どもへの虐待を発見したときは、速やかに町や児童相談所へ通告しなければならないことを周知します。</p> <p>また、児童虐待の背景には複合的な課題があることも多いことから、子ども家庭総合支援拠点、子育て世代包括支援センターや学校等と連携し、情報共有等を行いながら総合的な児童虐待防止対策を実施します。</p>	健康福祉課 教育委員会
2	高齢者・障がいのある人等に対する虐待の根絶	<p>広報紙等の媒体を通じて高齢者虐待防止法、障害者虐待防止法の趣旨を広く町民に広報し、虐待を受けたと思われる高齢者・障がい者を発見した時は、速やかに町に通報しなければならないことを周知します。</p> <p>また、必要に応じて家庭への訪問を行い、介助者等が孤立しない環境づくりに努めます。</p>	健康福祉課
3	犯罪の起こりにくい地域づくりの推進	<p>青少年や女性・高齢者等が犯罪に巻き込まれることを防止するため、危険箇所点検・整備に努め、広報紙等の媒体を通じて周知するとともに、警察等の関係機関と連携して、地域ぐるみの防犯活動を推進します。</p> <p>また、地域の防犯活動を行う各種団体等の活動を広く町民にPRし、地域安全推進員や指導員の後継者確保に努めます。</p>	関係各課

(イ) DV、ハラスメントを防止するための意識づくり

本計画の一部をDV防止法第2条の3第3項に基づくDV防止基本計画に位置付け、幼少期からの教育や生涯学習の機会を通じて、命の尊さや他者を尊重する教育を推進するとともに、関係機関と連携したDV、セクハラ等のハラスメントを防止するための意識づくりに努めます。

番号	施策名	事業内容	担当課
1	広報・啓発の徹底	<p>広報紙等の媒体を通じて暴力を許さない町として町民意識を高めるとともに、DV防止法、ストーカー規制法等の関係法令を周知します。</p> <p>また、近年はDVやハラスメントの内容が多様化していることから、社会潮流を踏まえたものとなるよう必要に応じて広報内容の見直しを行います。</p>	企画商工課 健康福祉課

(ウ) DV 被害者への支援体制の充実と被害の潜在化の防止

DV被害者等に対する支援を充実させ、被害を潜在化させないため、相談窓口の周知を図り、気軽に相談しやすい環境づくりに努めます。また、被害者の自立に向けて、支援体制の充実を図ります。

番号	施策名	事業内容	担当課
1	被害者支援の実施	<p>住民基本台帳事務におけるDV等被害者に対する個人情報の保護措置を実施するとともに倉敷市男女共同参画推進センター（ウィズアップくらしき）を中心に取り組む配偶者暴力相談支援事業（高梁川流域連携事業）を活用し、DV被害者に対する支援を実施します。</p> <p>また、岡山県男女共同参画推進センター（ウィズセンター）や岡山県女性相談所、警察、（公社）被害者サポートセンターおかやま等の関係機関との連携を強化し、被害者の緊急一時保護や自立支援に関する体制を整備します。</p>	町民課 企画商工課 健康福祉課
2	相談体制の整備	<p>DV被害を潜在化させないため、匿名でも相談できる窓口を記載した「DV相談カード」を各所に設置し、相談機関の周知に努めます。また、被害相談に対応できる職員の育成とともに、相談が受けられる体制を整え、早期対応ができるように努めます。</p>	企画商工課 健康福祉課

(エ) 関係機関等との連携体制の充実

DV被害者等への対応を幅広く行うため、庁内外を問わず関係団体との連携を図り、ネットワークを構築します。

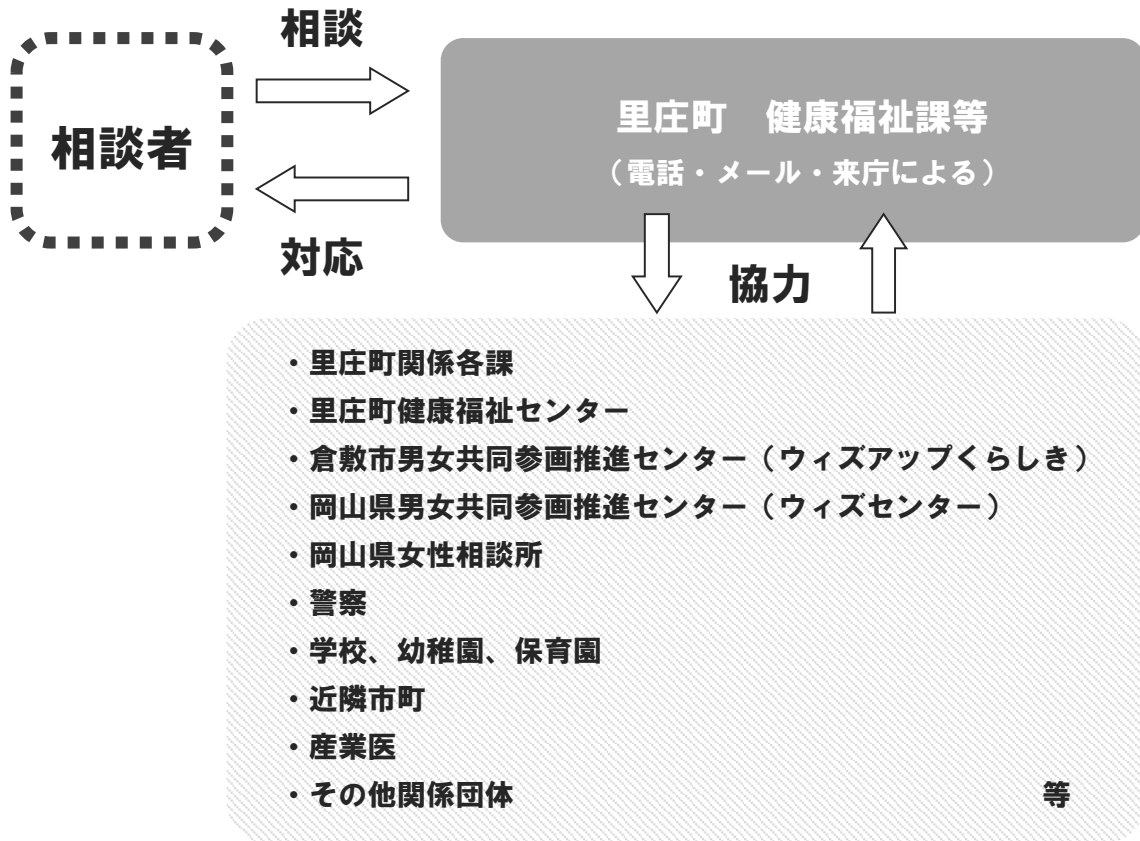
番号	施策名	事業内容	担当課
1	関係機関との連携強化	<p>庁内をはじめ、岡山県男女共同参画センター（ウィズセンター）や警察等の関係機関との連携を図ります。</p>	町民課 企画商工課 健康福祉課
2	県、近隣自治体との連携強化	<p>DV被害者の状況に応じた相談支援を行えるよう、県または近隣自治体と連携した、支援体制の充実に努めます。</p>	健康福祉課

(オ) 相談体制の充実

DVやハラスメントによる被害のほかにも、地域や職場における人間関係等、男女共同参画において町民が抱える問題は、複雑でさまざまなものがあります。その悩みや問題を解決するため、里庄町における相談窓口の周知を図り、男女ともに気軽に相談できる環境の整備を行います。

番号	施策名	事業内容	担当課
1	性別にかかわらず誰もが相談しやすい体制の充実	<p>関係機関の連絡会開催や情報共有により、相談しやすい環境の充実及び相談窓口の周知を図ります。</p> <p>悩みを抱え込みやすい傾向がある男性に向けた相談体制についても、県の取り組みを活用しながら、気軽に相談できる環境づくりに努めます。</p>	健康福祉課
2	労働者に対する相談体制の充実	<p>職場における人間関係や心身の問題等に対応するため、産業医を配置し、メンタルヘルスの相談体制の充実を図るとともに、メンタルヘルス不調の原因究明及び改善に努めます。</p> <p>また、労働者からの苦情や問い合わせに対応するため、専門機関との連携を図ります。</p>	総務課 健康福祉課 企画商工課

■相談体制



推進目標 1 働く場における女性活躍の推進

◆現状と課題

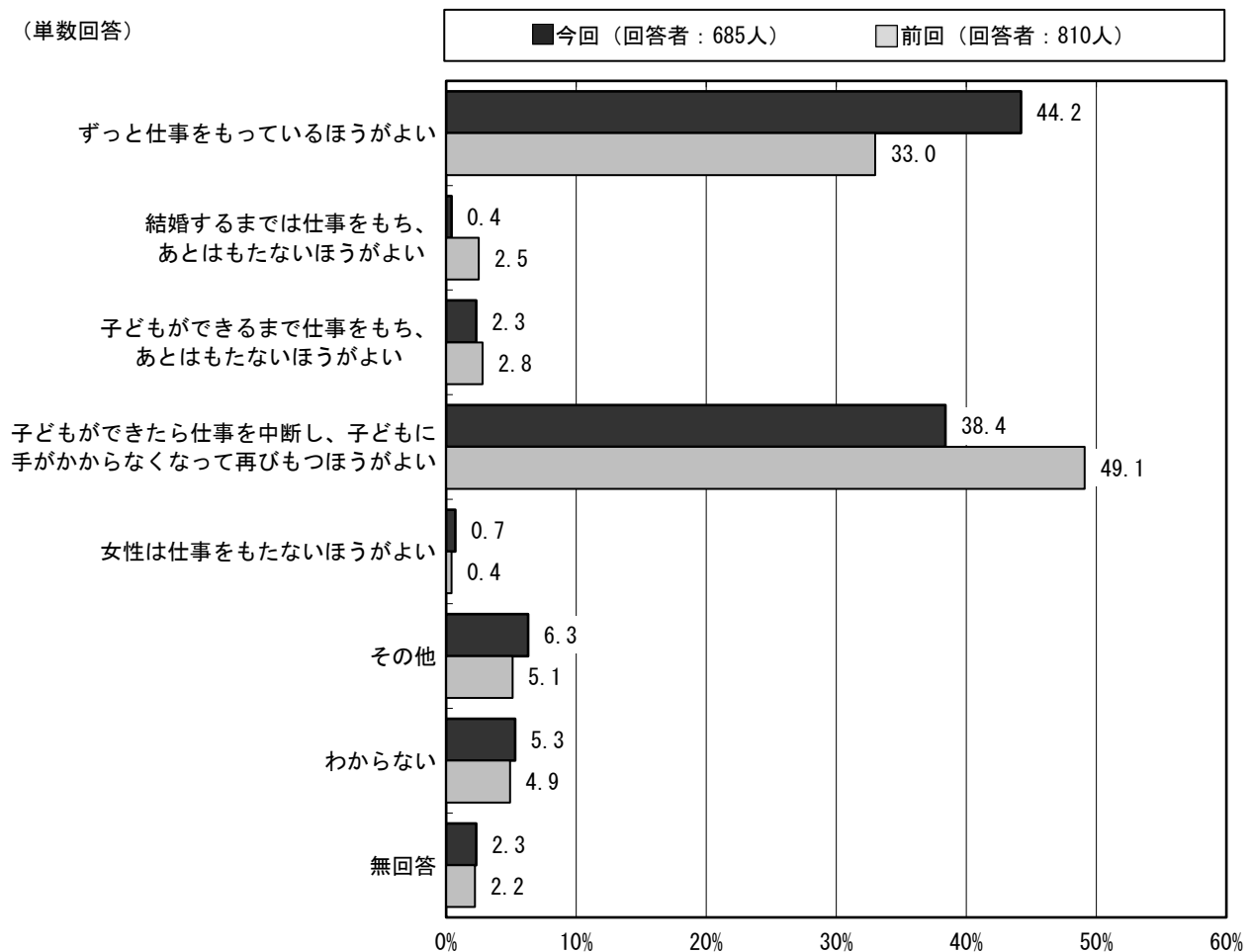
社会情勢やライフスタイルの変化により、女性の就業率は上昇傾向にあり、男女ともに働き方に対する考え方も変わってきています。また、職場において女性が活躍できる分野もますます広がっています。

町民意識調査では、一般的に女性が仕事を持つことについて『ずっと仕事をもっているほうがよい』が前回より 11.2 ポイント増加し、『子どもができれば仕事を中断し、子どもに手がかからなくなって再びもつほうがよい』が前回より 10.7 ポイント減少しており、女性の就業に対する意識は高まっていると考えられます。一方で、管理職への昇進意向をみると、女性は男性に比べて、『昇進したくない』『わからない』の割合が高くなっており、女性の活躍推進に向けては、女性自身も活躍したいと思える環境づくりや意識啓発が必要です。

また、事業所アンケート調査では、女性を活用するために、『性別により評価することがないよう、人事考課基準を明確に定めている』『業務に必要な知識や能力、資格取得のための教育や研修を、性別に関係なく実施している』等が多く挙げられています。一方で職場での男女共同参画の状況について『大きな商談や交渉は男性が行うことが多い』『事務作業や来客時の対応は女性が行うことが多い』では「当てはまる」「どちらかという当てはまる」と答えた事業所が多くなっており、職場における男女平等の環境づくりの取り組みは進められているものの、意識啓発が進んでいない状況もうかがえます。

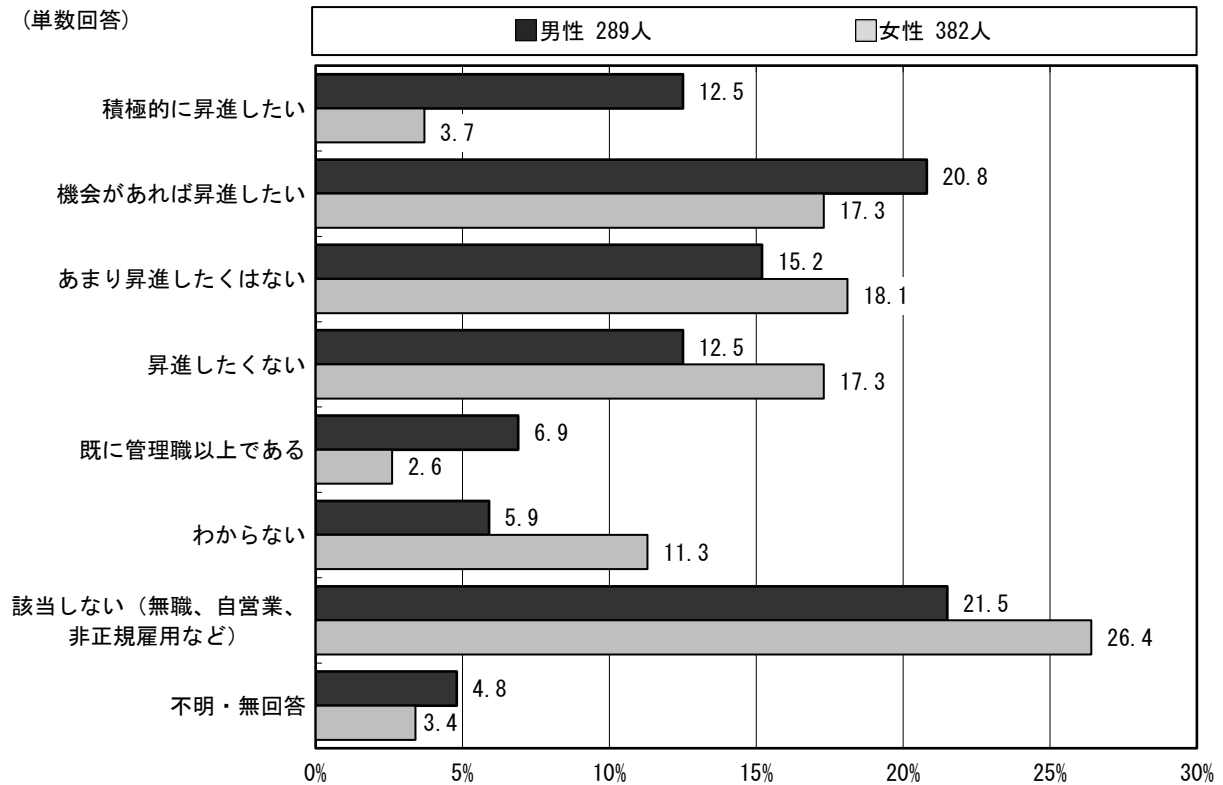
■女性が仕事を持つことについて

(単数回答)



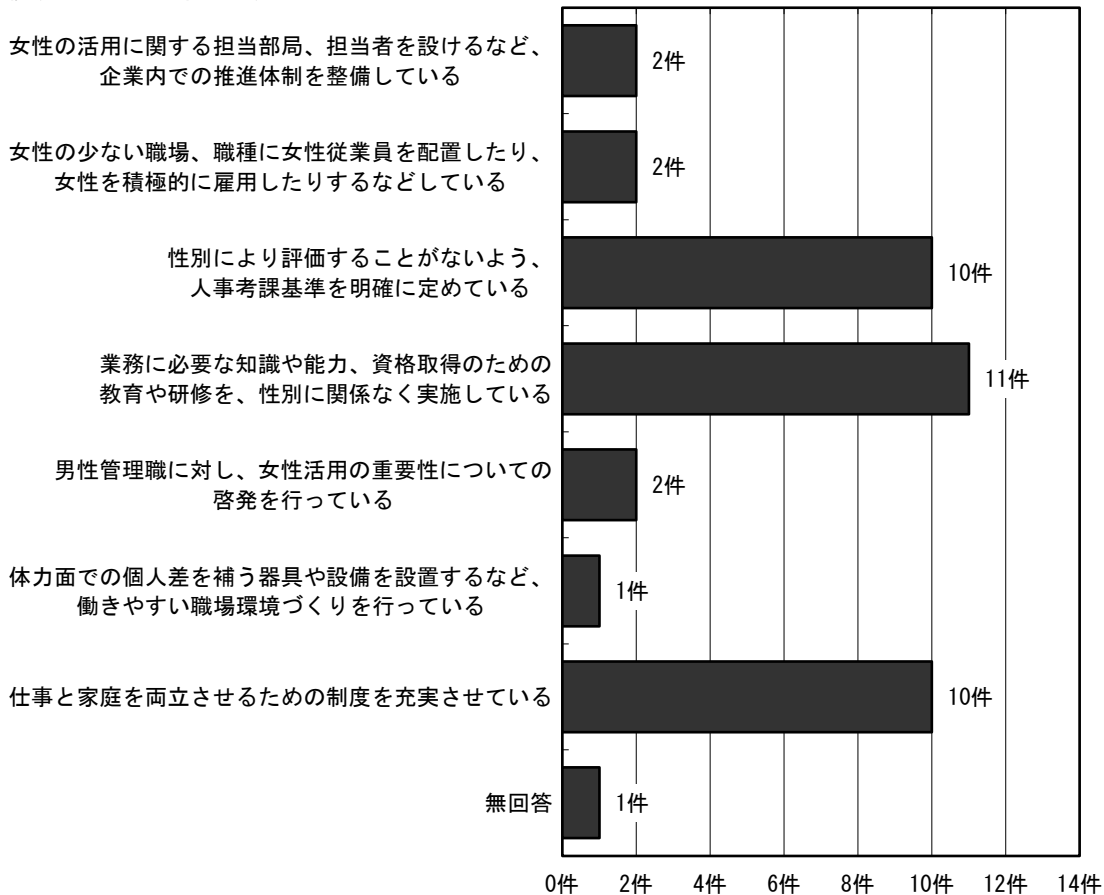
■管理職への昇進意向について

(単数回答)



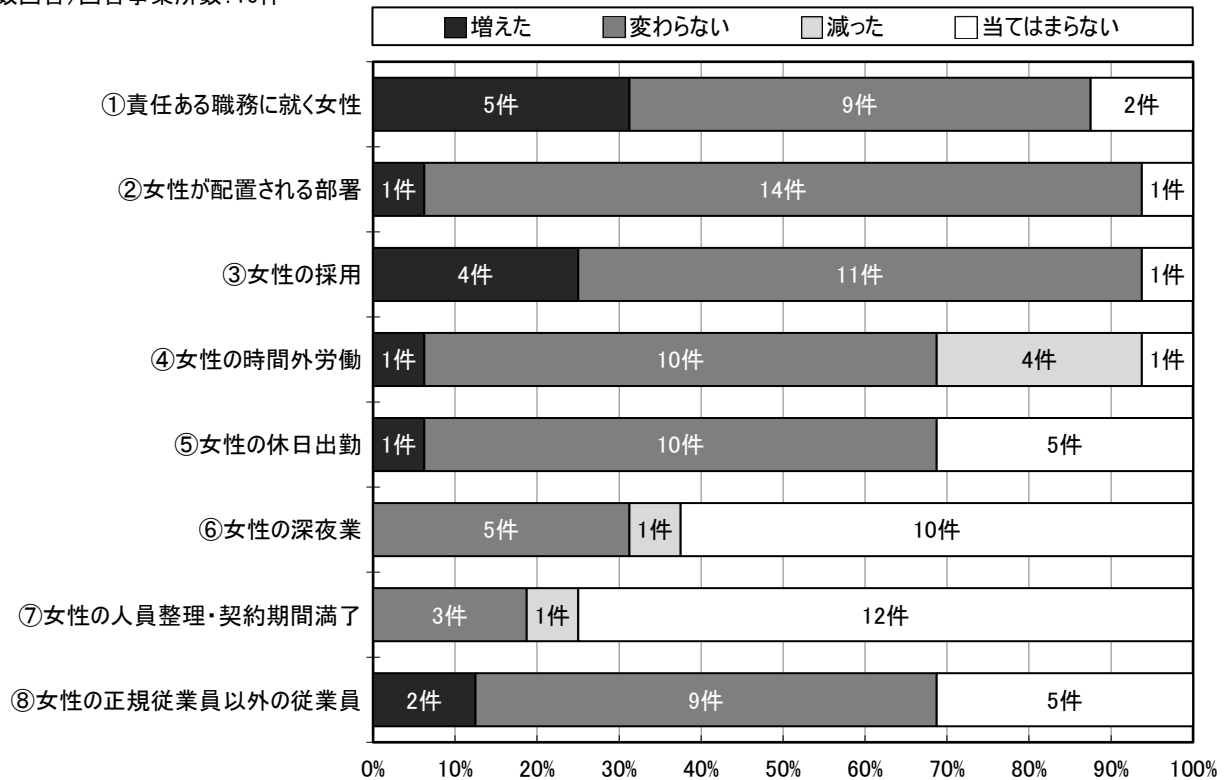
■女性活躍に向けた取り組みとして行っていること

(複数回答) 回答事業所数：16件



■職場における男女共同参画の状況

(単数回答)回答事業所数: 16件



◆施策

(ア) 事業所等における男女がともに働きやすい職場環境の整備

男女がともに個人の能力を十分に発揮して働けるよう、性別によらない適正な労働の評価や、経営や労働に参画する機会が確保されるような労働環境を整備します。

番号	施策名	事業内容	担当課
1	広報・啓発活動の徹底	広報紙等の媒体を通じて、女性職員の活躍が進んでいる事業所の紹介や男女共同参画社会基本法、その他制度等についての周知・啓発を行い、町全体で女性職員の活躍促進を図ります。	企画商工課
2	女性の管理職への登用の促進	女性が自己の能力をより発揮できる職場環境づくりを進め、管理職への積極的な登用を促します。 また、女性の退職の要因を把握し、働く意思を持つ女性が長く活躍できる環境づくりに努めます。	関係各課
3	一般事業主行動計画の策定促進	町内事業所に対して、女性活躍推進法や次世代育成支援対策推進法に基づく「一般事業主行動計画」の策定に向けた情報提供を行うとともに、策定の動きかけに努めます。	企画商工課
4	各種ハラスメントの防止	セクシュアル・ハラスメント、パワー・ハラスメント ⁴ 、マタニティ・ハラスメント ⁵ 、パタニティ・ハラスメント ⁶ 等を防止するための意識啓発を図り、すべての人が働きやすい環境整備への支援を行います。	関係各課
5	経営能力や技術の向上支援	女性の参画機会の確保に配慮しながら、生産や経営に関する知識や技術についての研修会等の情報収集・提供に努めます。 また、男女問わず起業に向けた相談機関や支援制度の情報提供を行うなどの支援を行います。	企画商工課

4 「パワハラ」と呼ばれ、職場など組織内で、職務上の地位や人間関係などの優位性を背景に、業務の適正な範囲を超えて、精神的・身体的苦痛を与えたり、職場環境を悪化させる行為をいう。

5 「マタハラ」と呼ばれ、働く女性が妊娠・出産をきっかけに職場で精神的・肉体的な嫌がらせを受けたり、不当な扱いを受けたりすることを意味する。

6 「パタハラ」と呼ばれ、配偶者等の妊娠・出産をきっかけに職場で精神的・肉体的な嫌がらせを受けたり、不当な扱いを受けたりすることを意味する。

(イ) 女性の再就職支援、起業支援

女性の意欲と能力を生かすため、出産・子育て等のために離職した女性の再就職支援を行うとともに、女性の就業や起業に関する情報提供を行います。

番号	施策名	事業内容	担当課
1	再就職の支援	ハローワーク等の関係機関と連携し、再就職に関する企業情報及び再就職を支援するための技術や知識の習得を目的とした講座の開催情報の提供に努めます。	企画商工課
2	女性の起業の支援	岡山県商工会連合会等が実施する起業に関するセミナー等に関する情報提供を行い、女性が自分の経験や専門性を発揮して、自分の可能性にチャレンジする起業を支援します。 また、町内の起業しようとする人の創業支援事業（高梁川流域連携事業）の活用を促進するとともに、国や県が実施している各種制度について広報紙やホームページ等の媒体を用いて情報提供を行い、支援を充実させます。	企画商工課

(ウ) 事業所や関係団体等での女性登用の促進

採用や処遇について、男女の雇用機会の均等を図り、男女共同参画社会の実現に向けた正しい理解を促進します。

また、事業所や関係団体等における男女共同参画意識の定着を図り、性別にとらわれず、能力や適性に合った女性の登用を促進します。

番号	施策名	事業内容	担当課
1	事業所等への女性登用拡大の働きかけ	就業の場における男女共同参画を推進させるため、女性活躍の取り組みに積極的な企業を広報紙等で紹介するなど、民間の事業所等へ女性登用の拡大について意識啓発を行います。	企画商工課
2	関係団体への女性登用に向けた意識啓発	地域活動において女性の視点を反映させ、登用を促すため、分館、PTA等の関係団体を対象にした男女共同参画の意識を高める啓発を行うとともに、働きかけを行います。	関係各課
3	性別に偏りのある職域の解消	就業の場に男女共同参画を浸透させるため、広報紙等の媒体を通じ、女性（男性）の多い職域で活躍する男性（女性）の紹介や職場へのメリットを周知するなど、性別に偏りのある職域の解消に努めます。	企画商工課
4	職場における性別役割分担意識の解消と職場環境の整備	性別に関係なく一人ひとりの能力が生かされるよう、性別による役割分担意識にとらわれない職場環境の整備を進めます。	総務課 企画商工課

推進目標 2 政策の立案・決定における女性の参画促進

◆現状と課題

男女共同参画社会の実現には、男女を問わず、政策や方針を決定する場に参画することが重要です。

近年、企業や地域社会等において女性の進出は増加しつつありますが、政策・方針等の決定過程等においては、男性主導で行われることもあり、女性の声が十分に反映されているとは言えません。

町民意識調査では、今後女性がもっと増える方がよいと思う職業や役職では『国・県・町の議会議員』『職場の管理職』の割合が高くなっており、方針決定の場に女性が少ない理由としては『社会通念や風習』『男性優位の組織』の割合が高くなっています。

政策立案や方針決定への参画機会が少なかった女性が、社会のあらゆる分野に進出することは、新しい発想や価値観を生み出し、社会全体を活性化することができます。そのため、女性の参画を妨げる慣習や組織風土を少しずつでも変え、能力を十分に発揮できる環境づくりが必要です。

■女性委員、町職員における女性管理職の人数と割合

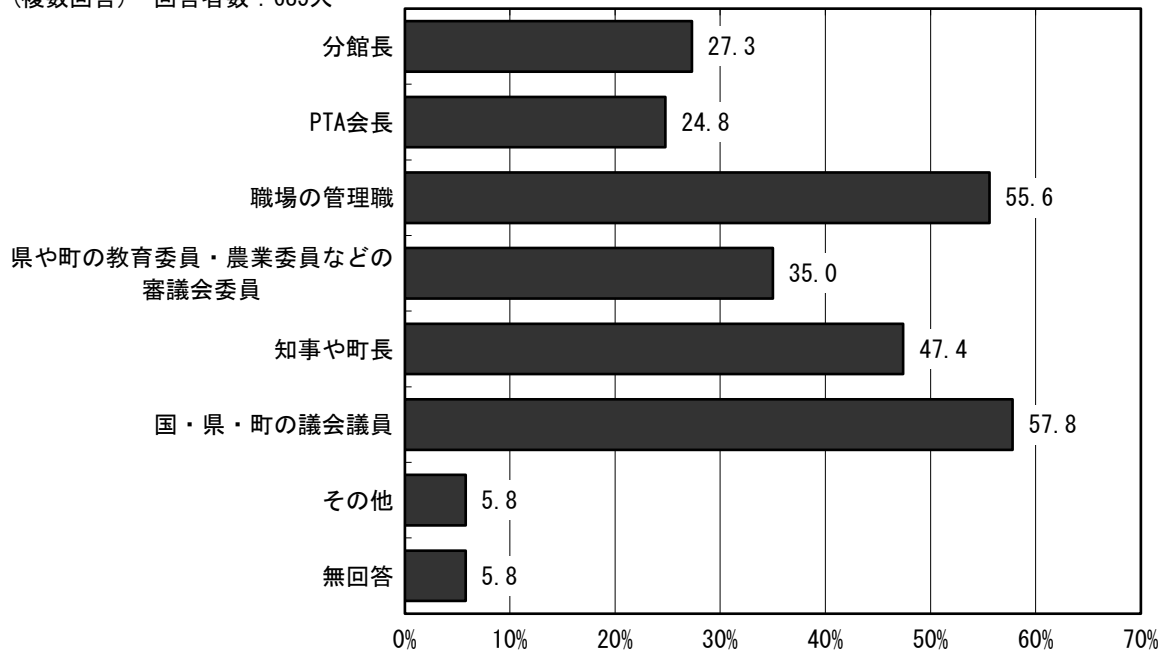
		平成30 (2018)年	令和元 (2019)年	令和2 (2020)年	令和3 (2021)年
女性委員	審議会・委員会数 ⁷	38	38	39	39
	うち女性委員を含む審議会・委員会数	31	31	33	34
	女性委員を含む審議会・委員会の割合	81.6%	81.6%	84.6%	87.2%
	委員数	501	505	535	533
	うち女性委員数	167	163	173	179
	女性委員の割合	33.3%	32.3%	32.3%	33.6%
町職員における女性管理職	管理職数 ⁸	12	12	12	14
	うち女性管理職員数	1	1	1	2
	女性管理職員の割合	8.3%	8.3%	8.3%	14.3%
	うち一般行政職管理職員数	11	11	12	12
	うち一般行政職女性管理職員数	1	1	1	1
	一般行政職女性管理職員の割合	9.1%	9.1%	8.3%	8.3%

7 地方自治法第202条の3に基づく審議会と地方自治法第180条の5に基づく委員会の委員数の合計

8 課長級以上の職員

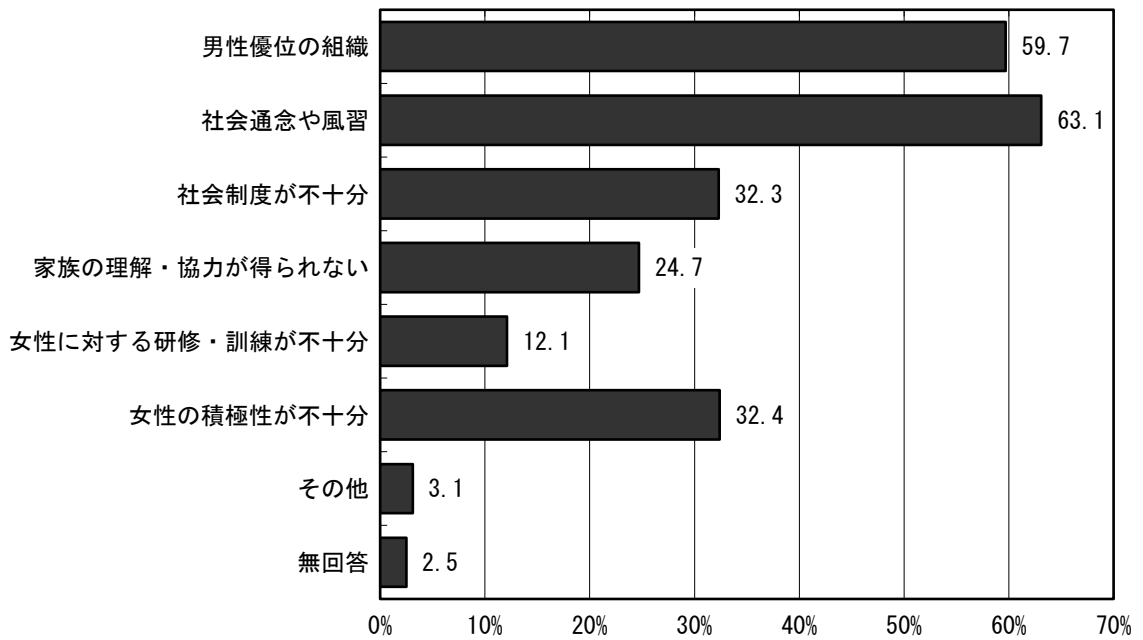
■今後女性がもっと増える方がよいと思う職業や役職について

(複数回答) 回答者数：685人



■職場や地域社会において企画や方針決定の場に女性が少ない理由

(複数回答) 回答者数：685人



◆施策

(ア) 政策・方針の立案・決定過程への女性の参画促進

引き続き審議会や委員会の委員募集において公募を実施するとともに、女性委員の参画を推進します。

番号	施策名	事業内容	担当課
1	審議会・委員会委員への女性の参画促進	町の審議会・委員会において女性登用が可能な審議会等には女性委員登用の目標値を決め、女性委員がいない審議会・委員会の解消を目指します。	関係各課
2	各種委員の募集における公募の実施	町の審議会・委員会の委員を募集する際に、広報紙やホームページ等の媒体を用いて委員の募集を行います。	関係各課
3	職員の積極的な登用と施策の推進に効果的な配置	長期的な展望に立ち、固定的な性別役割分担意識にとらわれることなく職員の職域の拡大を進めることにより、効果的な職員の配置に努めます。	総務課

(イ) 人材育成の推進

町政やまちづくりにさまざまな意見を取り入れることができるよう、多様な人材を育成し、あらゆる場面での女性参画を促進し、その割合を高めるように努めます。

番号	施策名	事業内容	担当課
1	女性の人材育成	町の審議会・委員会における委員となりうる人材を育成するためのセミナー等への参加を促進します。	関係各課



推進目標3 ワーク・ライフ・バランスの推進

◆現状と課題

「仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）憲章」では、ワーク・ライフ・バランスが実現した社会とは、「就労による経済的自立が可能な社会」「健康で豊かな生活のための時間が確保できる社会」「多様な働き方・生き方が選択できる社会」の3つを兼ね備えた社会とされています。

近年の社会風潮として、女性の就労や男性の育児参加は以前よりも進みつつありますが、依然として家事や子育て、介護の中心は女性となっているのが現状です。

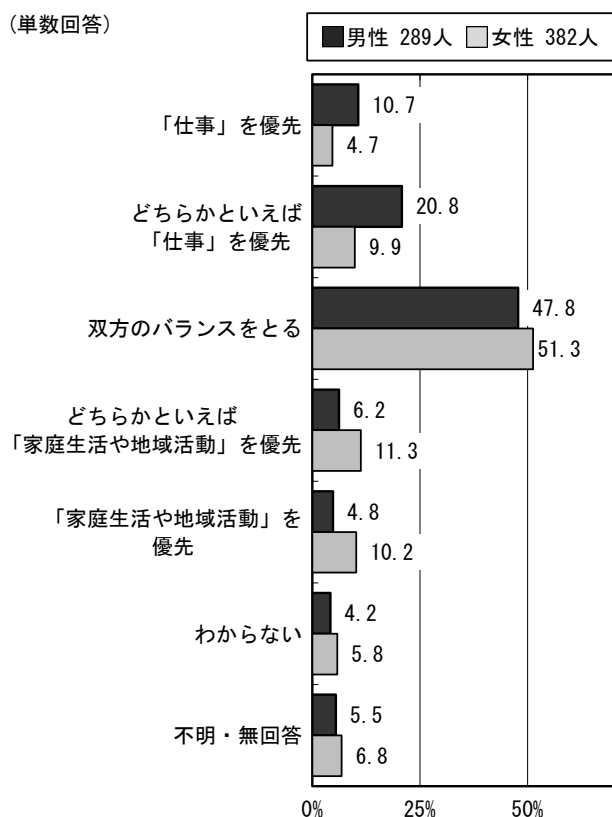
町民意識調査では、生活の中での「仕事」と「家庭生活や地域活動」の希望においては、『双方のバランスをとる』の割合が高くなっています。一方で、現状においては男女ともに『どちらかといえば「仕事」を優先』と回答した人の割合が高くなっており、理想と現実に差があります。日常的な家事等の役割分担については、男性の『自分が主体でやりたい』と回答した割合は女性と比較して低い傾向にあり、日常的な家事等に対する男性の抵抗感をなくすための取り組みが求められます。

また、事業所アンケート調査では、育児・介護休業制度の活用を進めるうえでの課題について、『休業者の周囲の従業員に対する業務負担の増大』『休業期間中の代行要員の確保及び費用』と回答している件数が多くなっています。

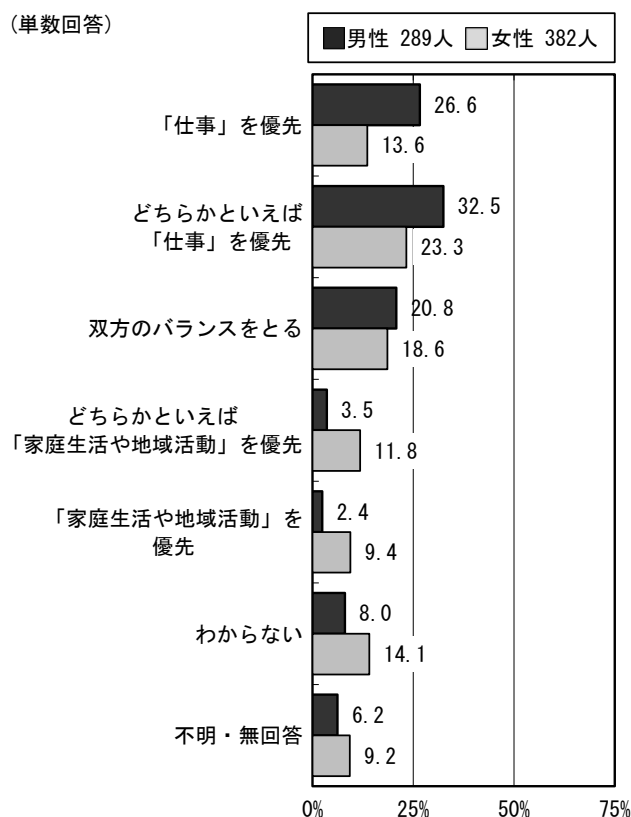
仕事と家庭の両立は男女ともに多くの人々が望んでおり、国でも育児・介護休業法の活用促進が進められていることから、意識啓発や人材の発掘・育成も含めた、各種制度を活用しやすい環境づくりが求められています。

■生活の中での「仕事」と「家庭生活や地域活動」の希望(左)と現実(右)

(単数回答)

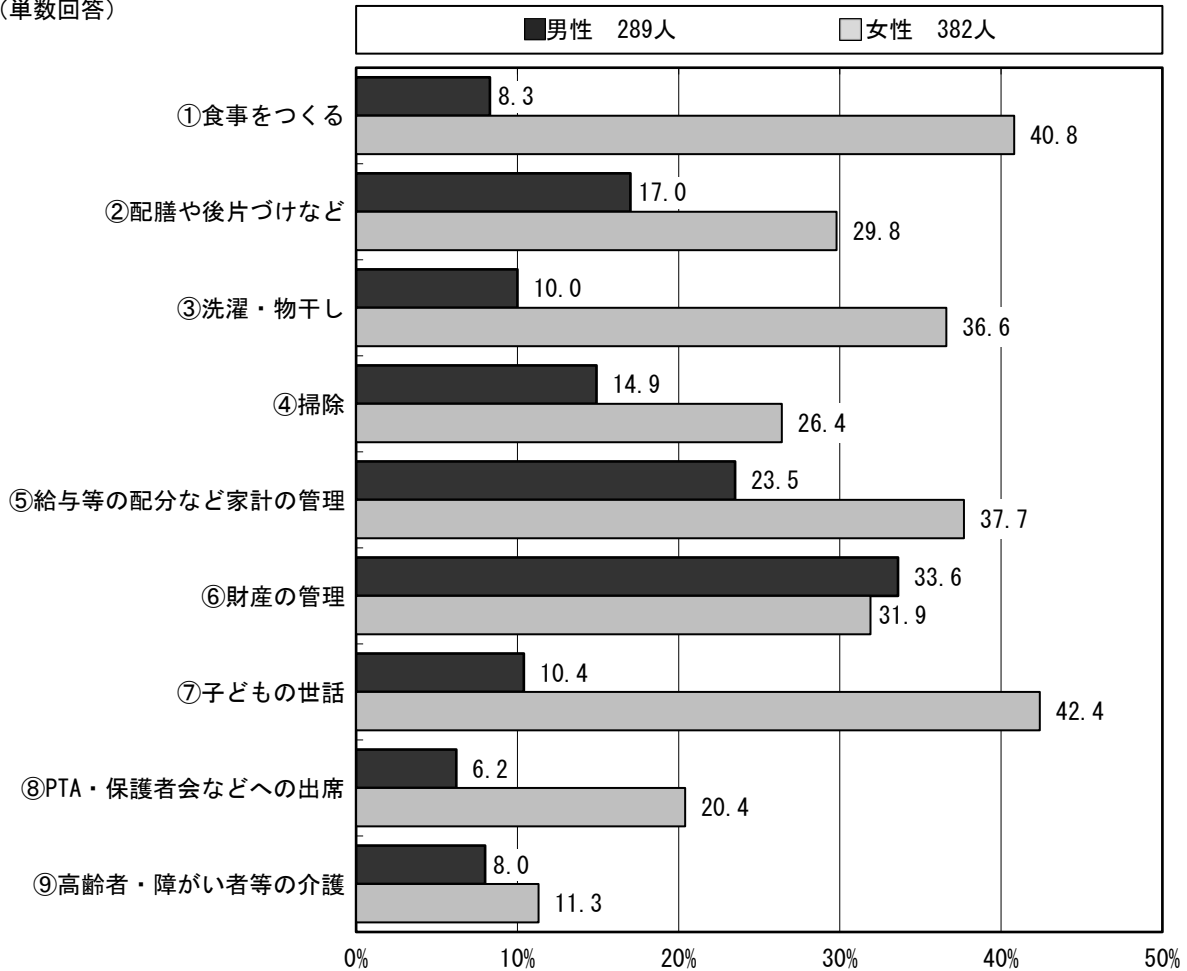


(単数回答)



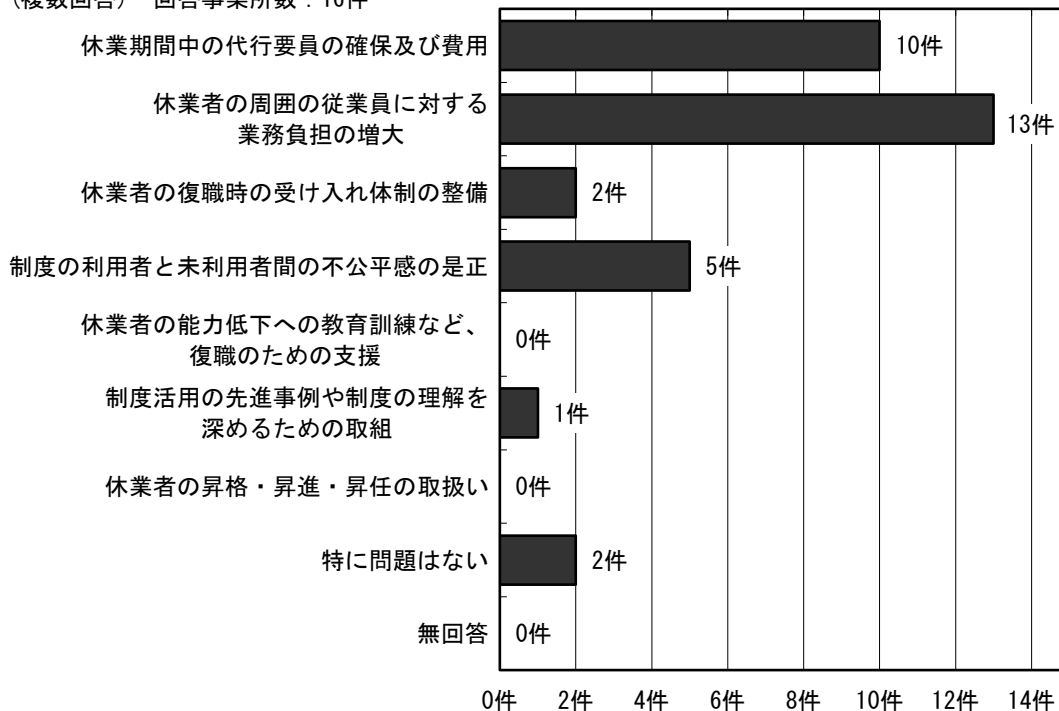
■ 日常的な家事等において「自分が主体でやりたい」と回答した割合

(単数回答)



■ 育児・介護休業制度の活用を進めていくうえで、事業所において課題となること

(複数回答) 回答事業所数：16件



◆施策

(ア) ワーク・ライフ・バランスの実現に向けた理解の促進

職場において働き方の選択肢を増やすため、育児休暇や介護休暇取得、時間外労働の短縮等に向けた各種制度や多様な就労形態の普及に努めることで、町民に対して、ワーク・ライフ・バランスの実現に向けた理解を促進します。

番号	施策名	事業内容	担当課
1	仕事と家庭の両立に向けた意識啓発の促進	広報紙やホームページ等の媒体を用い、仕事と家庭の両立に向けた効率的な就業体制や公正な仕事の分担を行う意識を啓発します。	企画商工課
2	育児・介護休暇取得促進の環境づくり	町内事業所等においては、先進的な取り組みをする事業所の紹介や、各種制度等について周知を図るとともに、従業員の確保について支援し、制度等の活用できる環境づくりに努めます。 また、庁内においては、「里庄町特定事業主行動計画」に基づき出産・子育てのしやすい職場環境の形成に取り組みます。	企画商工課 総務課

(イ) 仕事と生活との両立支援

男女がともに仕事と家庭生活のバランスが取れるよう、環境整備に向けた取り組みを支援します。
また、多様なニーズに対応する子育てや介護に関するサービスの充実や、保育施設整備に努めます。

番号	施策名	事業内容	担当課
1	保育園における保育体制の整備	保育士就職支援のための補助金の創設など、保育士確保のための支援等を行うとともに、待機児童がいないように受入定員数を確保するなど、保育体制の維持に努めます。	健康福祉課
2	保育料2人目以降無料制度の維持	現在実施している保育園の保育料2人目以降の無料制度の維持に努めます。	健康福祉課
3	放課後児童クラブの充実	放課後児童クラブのサービスの充実に努め、定員数や対象年齢についても、保護者のニーズを調査しながら検討します。	教育委員会
4	子育てに関する相談・支援体制の充実	定期的な育児相談や研修を実施するなど、子育てに関する相談・支援事業の充実に努めます。	健康福祉課
5	幼稚園の預かり保育の充実	保護者の多様な就労状況やニーズに対応するため、預かり保育の維持に努めます。	教育委員会
6	高齢者福祉施設・体制の充実	高齢者に対する各種事業を展開することで、福祉サービスの充実に努め、高齢者世帯への支援を行います。	健康福祉課
7	相談窓口の充実	ハローワーク等と連携しながらさまざまな労働に関する不安や悩みに対して、気軽に相談できる体制や、相談者に対して、関係機関と連携して対応できるような体制を構築します。	企画商工課

(ウ) 男性の家事・育児・介護等への参加促進

家庭における家事・育児・介護等の多くは女性が担っている現状の中、家族を構成する男女が家庭生活における責任と役割をともに担うために、家事・育児・介護等への男性の参加促進を図ります。

番号	施策名	事業内容	担当課
1	男性の参加しやすい各種講座等の開催・周知	料理教室や生活関連講座、育児講座、介護講座等について、男性も参加しやすいテーマや内容、日時で開催し、男性の家事・育児・介護等への参加を促します。 また、ケーブルテレビを活用した「里ちゃん子育てナビ」など新しい情報ツールに、子育て応援し隊のイベントなどを積極的に広報し、同世代の父親たちのロールモデルとなるような取り組みを増やし、機運の醸成を図ります。	関係各課
2	事業所等への働きかけ	育児・介護休業法の周知徹底を図るとともに、町内事業所等に対して男性の育児休業・介護休業の取得促進に向けた働きかけを行います。	企画商工課

(エ) テレワーク等の柔軟な働き方の推進

ワーク・ライフ・バランスの実現に向けては、自分のライフスタイルに合わせてさまざまな働き方を選択できることが重要です。

新型コロナ禍においては、感染症対策のためにテレワークや時差出勤制度等を導入する動きが都市部を中心に広がっており、里庄町においても誰もが働きやすい環境づくりに向けて柔軟な働き方の推進に取り組みます。

番号	施策名	事業内容	担当課
1	多様な働き方の促進	多様な働き方について、町内事業所へテレワーク等のオンライン化に係る情報提供を行い、ワーク・ライフ・バランスの充実が図られるよう、働きかけを行います。	企画商工課



基本目標3 安心して多様な暮らし方ができるまちづくり

推進目標1 地域における男女共同参画の推進

◆現状と課題

社会情勢や家族形態の変容等により、地域のつながりが希薄化する中、地域で支え合い、助け合える意識づくりが求められています。

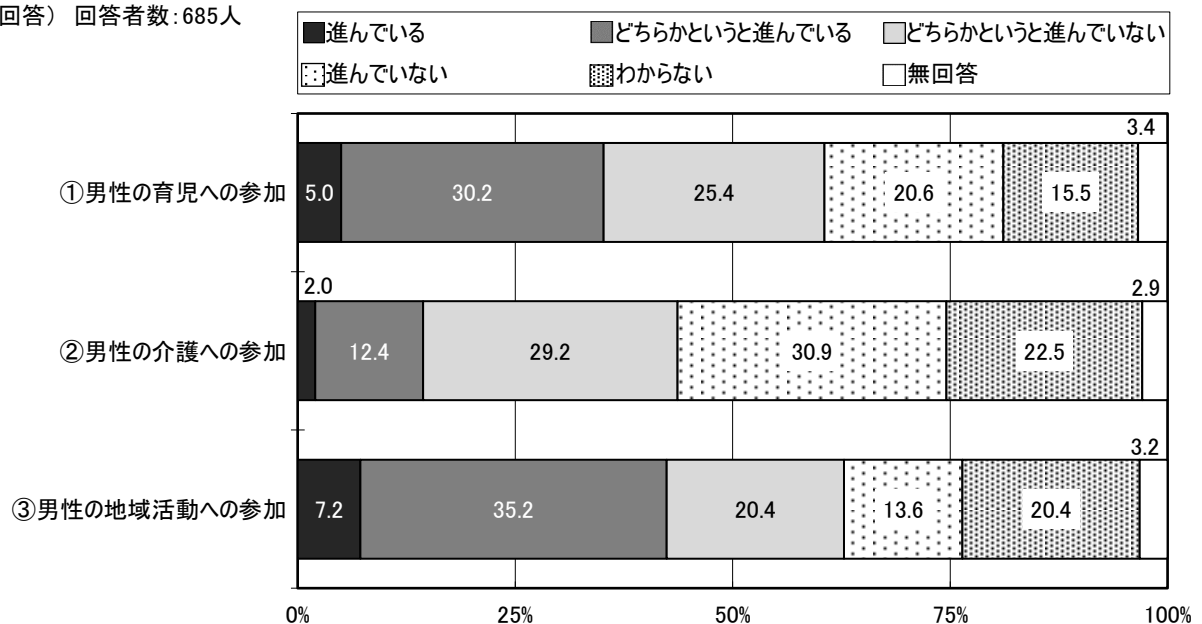
地域社会において男女共同参画を定着させるためには、町民が性別による固定的な役割分担意識にとらわれることなく、性別や年齢に関わらず、主体的に地域活動や社会活動に取り組むことが大切です。

町民意識調査では、男性の地域活動への参加については4割程度の方が「進んでいる」「どちらかというに進んでいる」と回答しています。今後もより一層男性の地域活動への参加を進めていくためには、地域で男女共同参画に関する学習ができる場を設け、意識づくりを進めるとともに、地域行事を行う際に日時や時間に配慮する等、男女がともに参加しやすい環境をつくるのが大切です。

また、防災活動に関して必要な取り組みについて、町民意識調査結果を見ると「女性や乳幼児等に配慮した避難所機能の確保」が最も高い割合となっています。防災対策は、男女のニーズの違いを把握することの重要性が認識されており、国でも「男女共同参画の視点からの防災・復興ガイドライン」が示されています。近年は大きな災害も多発していることから、里庄町においても男女共同参画の視点を取り入れた防災対策を確立する必要があります。

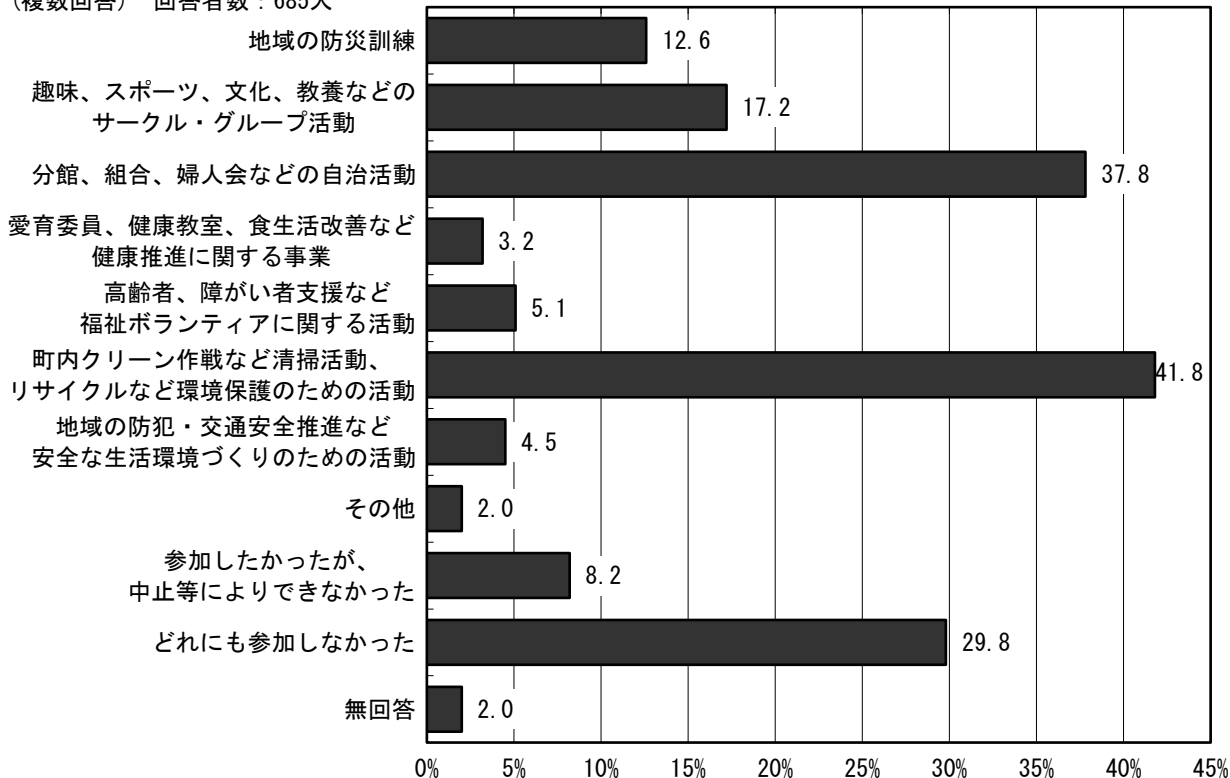
■男性の育児や介護、地域活動への参加の進捗状況

(単数回答) 回答者数: 685人



■この1年間で参加した地域活動について

(複数回答) 回答者数: 685人

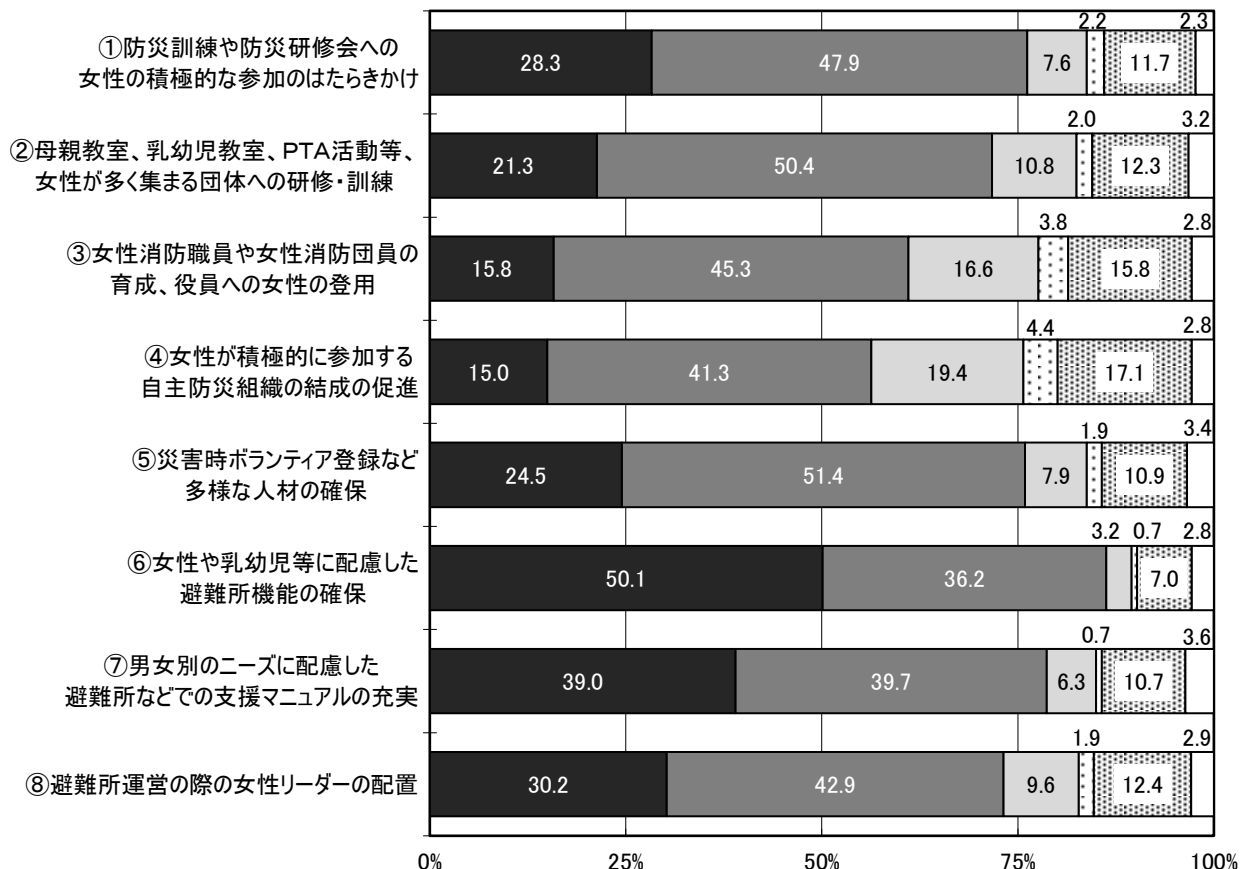


■防災活動に関して男女共同参画を推進していくために必要だと考えること

(単数回答)

回答者数: 685人

■必要 ■どちらかと言えば必要 □あまり必要ではない □必要ない □わからない □無回答



◆施策

(ア) 地域活動への参画の促進

あらゆる分野において、誰もがそれぞれの持つ能力に応じて活躍できるよう地域コミュニティの強化を図ります。

番号	施策名	事業内容	担当課
1	地域力の向上	男女がともに地域を構成する一員としての自覚を持ち、地域づくりの活動に主体的に参加する意識を高めます。 また、地域活動の高齢化が進む中で、若年層を中心に地域コミュニティ活動の中核を担う人材の育成を進め、男女共同参画意識の啓発をはじめとする地域づくり活動を促進します。	関係各課
2	男女共同参画に取り組む団体への活動支援	地域で男女共同参画に取り組む団体に対して、情報提供や学習機会を提供するなど、活動の支援を行います。 また、ボランティア団体への加入促進を目指して、広報活動に努めます。	企画商工課
3	地域活動における男女共同参画意識の啓発	子ども会や分館、老人クラブ等の地域活動について、性別を超えた積極的な参加の促進を図るとともに、性別や年齢によって役割が固定化されていないか見直す機会を提供し、地域活動における固定的な性別役割分担意識の解消を推進します。 また、地域活動への参加が少ない若い世代への情報提供を行い、若年層を起点とした男女共同参画意識の醸成に努めます。	企画商工課 教育委員会

(イ) 防災分野における男女共同参画の推進

頻発する災害に備え、男女共同参画の視点を取り入れた防災体制や避難所の運営、情報伝達の方法等を推進します。

番号	施策名	事業内容	担当課
1	防災分野における女性の参画の拡大	防災分野での固定的な性別役割分担意識を見直すとともに、防災分野における政策・方針決定過程への女性の参画を促します。	総務課
2	緊急時の連絡体制・避難誘導方法の整備	緊急時における連絡体制の整備や、避難誘導等に関して高齢者、外国人等に対する知識の普及・学習機会の拡大を図ります。	総務課
3	避難場所における男女共同参画の促進	避難場所や災害ボランティア活動等の場において、「男女共同参画の視点からの防災・復興ガイドライン」等も参考にしながら、安全の確保や備蓄品の準備、プライベートスペースの確保など、男女共同参画の視点からの配慮・整備を計画的に進めます。	総務課

推進目標 2 子育て支援体制の充実

◆現状と課題

核家族化や少子化の進行、人間関係の希薄化等により、家庭・地域における子育て支援が十分でなく、育児不安を抱え、地域の中で孤立してしまう子育て家庭が増加しています。

里庄町においても、里庄町子ども・子育て支援事業計画に基づき各種保育サービスや子育て支援の充実を図ってきました。

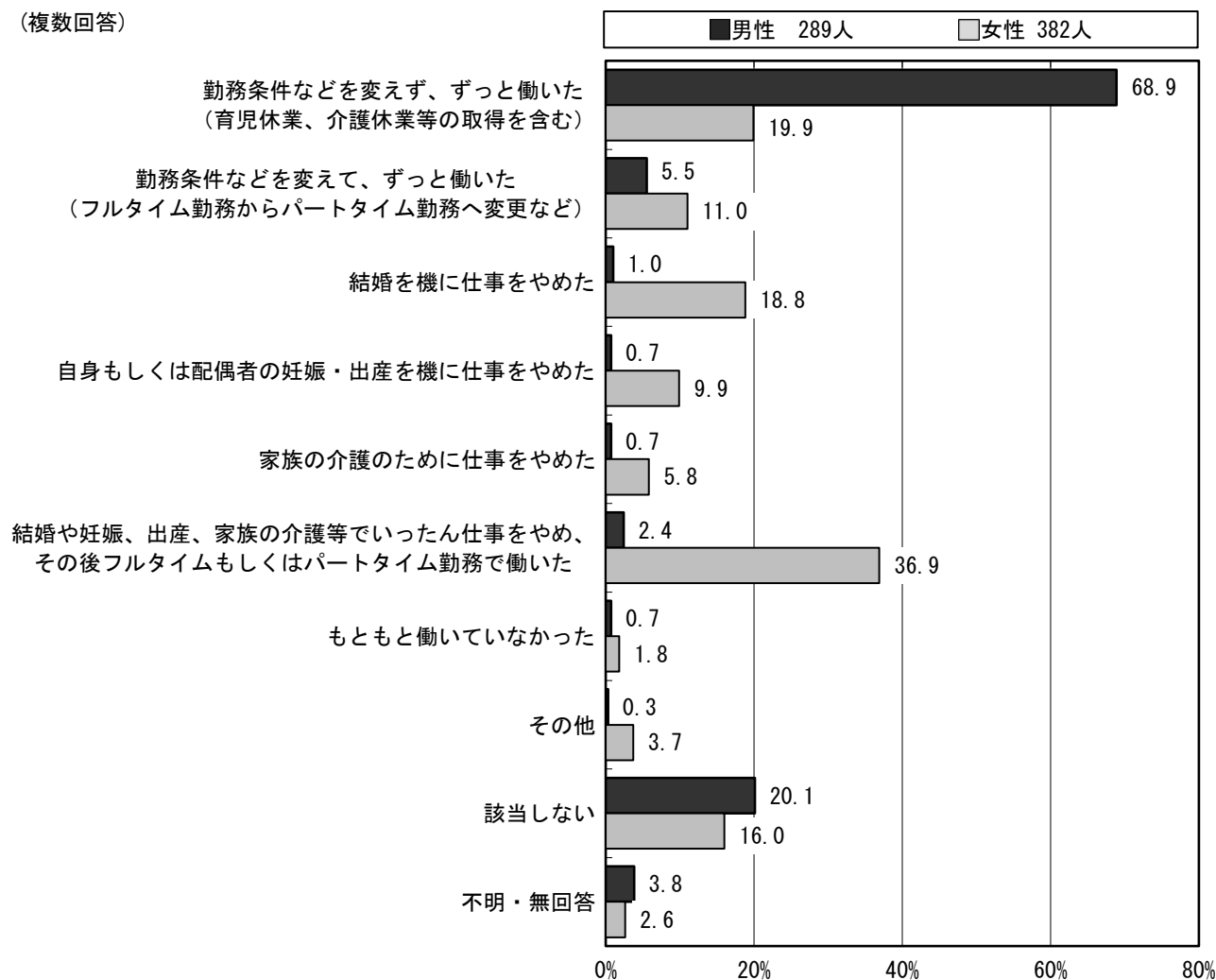
町民意識調査では、結婚や子育て、介護などによって退職した経験については、男性では「勤務条件などを変えず、ずっと働いた」の割合が高い一方で、女性では「結婚や妊娠、出産、家族の介護等であったん仕事をやめ、その後フルタイムもしくはパートタイム勤務で働いた」の割合が高くなっています。

男女共同参画社会の推進のために里庄町に望むこととしては、「男女がともに働き続けられる制度等（育児休業、介護休業、再雇用制度）の充実を進める」「育児や高齢者介護の負担を軽減するための社会的サービスを充実させる」「子育て中の人々が安心して働くための施設整備や社会的サービスの充実を進める」と回答した人の割合が高くなっており、保育サービスの充実等、子育てをしながらも安心して働ける環境を望む声が多くなっています。

共働きの子育て家庭が増える中で、男女ともに子育てをしながら働き続けられるよう、各種サービスの充実を図るとともに、各事業の周知を行っていく必要があります。

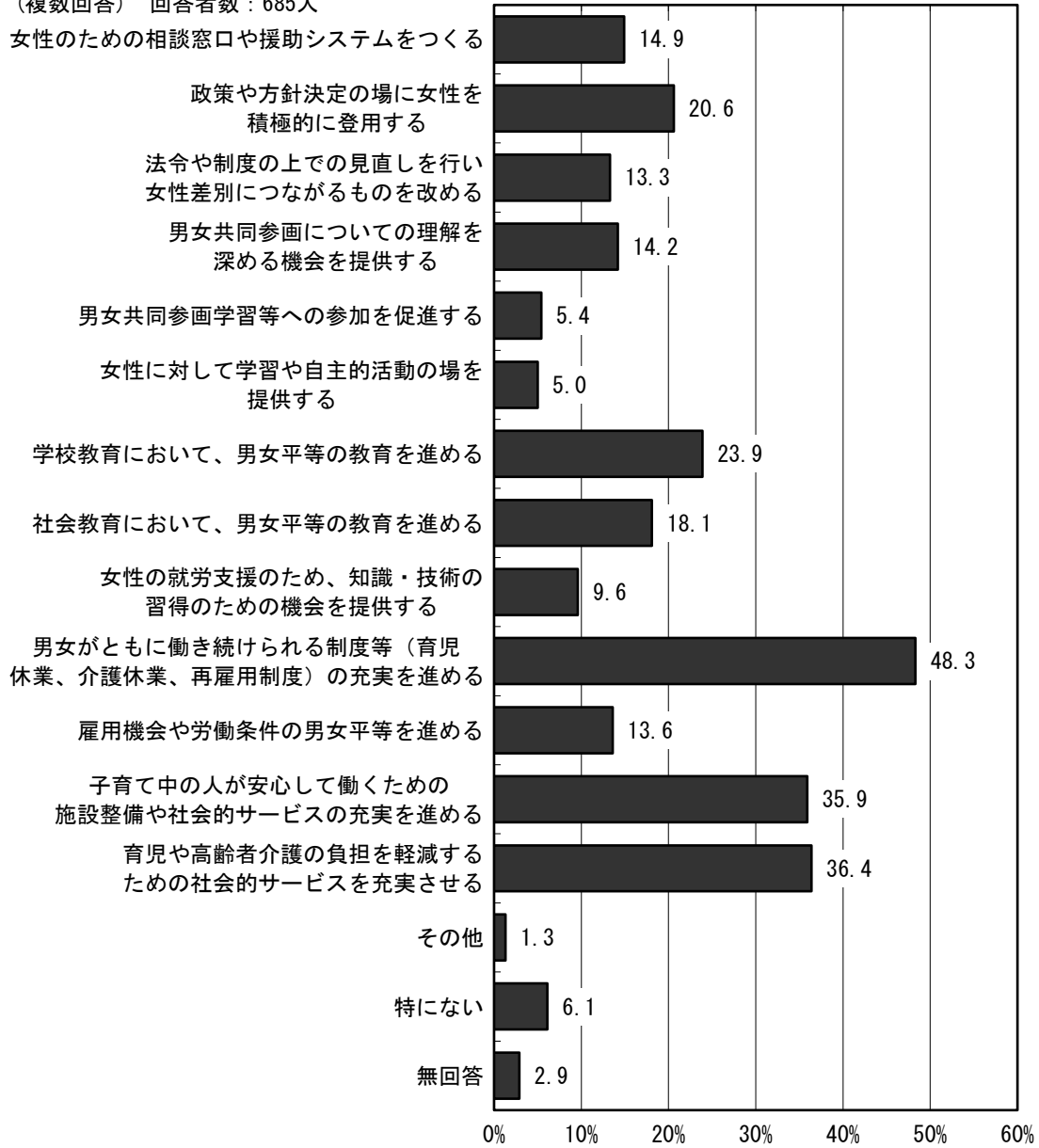
■結婚や子育て、介護などの節目にどのような働き方を選んだか

(複数回答)



■男女共同参画社会の推進のために、里庄町に望むこと

(複数回答) 回答者数：685人



◆施策

(ア) 次代を担う子育て支援体制の充実

町、町民、地域、ボランティア団体、各種団体が連携を図り、すべての子育て世帯が安心して子育てができる環境の整備に努めるとともに、地域ぐるみで子どもを育てる育児支援体制の充実を図ります。

番号	施策名	事業内容	担当課
1	子育てに関する情報提供の充実	子育てに関する地域の情報を幅広く提供するため、広報紙やホームページ、広報番組、子育てアプリ等の媒体を用い、利用者の視点に立った子育て情報の提供に努めます。	健康福祉課
2	子育て家庭への交流機会の拡大	子育てひろばやこすえ会等と連携し、子育て中の親が気軽に集い、情報交換や交流ができる場を充実します。 また、悩み相談や子育て家庭への総合的な支援を充実させるため、育児不安等への相談指導や情報提供等を強化します。	関係各課
3	子育て家庭に関する経済的支援の実施	子ども医療費助成制度や児童手当をはじめとする各種手当の支給により、子育て家庭における経済的負担の軽減を図ります。 また、子育て期間中に利用できる手当や助成をはじめとする各種行政サービスについての周知に努め、利用を促します。	関係各課
4	地域ぐるみの子育て支援	こすえ会、子ども会活動について、少子化が続く中で活動が継続できるよう支援を行い、地域ぐるみで子どもを育てる環境づくりを促進します。 また、各団体間での情報共有や相互交流等地域ネットワークの強化に努めます。	関係各課

(イ) ひとり親家庭の安定した生活への支援

経済的に不安定なひとり親家庭の自立を支援するため、手当の支給等により生活の安定を図るとともに、学習機会の提供等の就労支援に取り組みます。合わせて、住居や子育て、医療等、総合的な支援を展開し、安心して親子が生活することのできる環境づくりを推進します。

番号	施策名	事業内容	担当課
1	ひとり親家庭への経済的支援の充実	ひとり親家庭の生活の安定と自立の促進のため、手当の支給や医療費の補助制度、就労支援に努めるとともに、必要とする世帯に支援が行き届くよう、制度の内容を幅広く周知します。	健康福祉課
2	ひとり親家庭の自立支援	自立、自助を支援するための情報提供や相談、指導の充実、民生委員会や児童委員等の関係機関との連携による支援活動を推進します。	健康福祉課



推進目標3 あらゆる人がいきいきと暮らすための支援

◆現状と課題

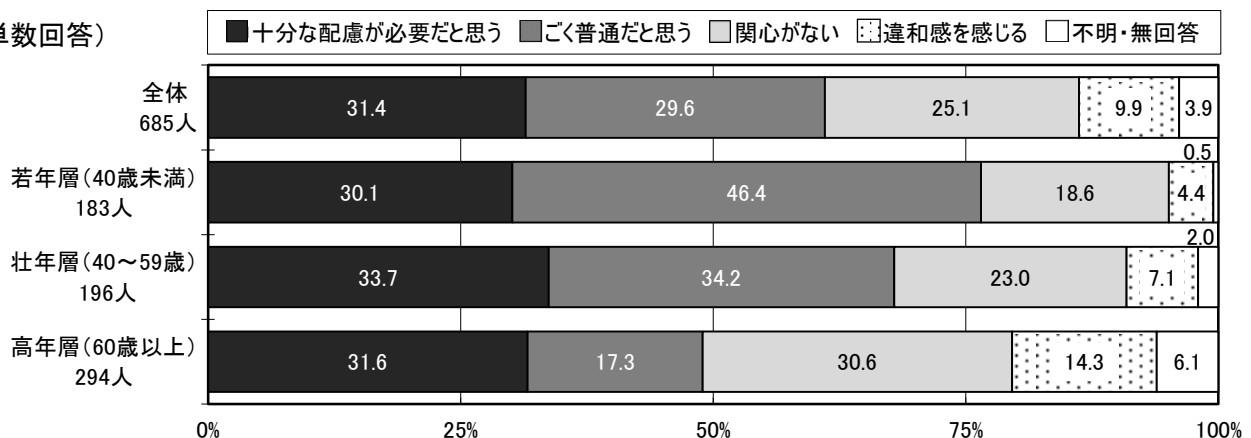
障がい者、高齢者、LGBTQ+（性的マイノリティ）であること等を理由とした社会的困難を抱えている人々が、性別による偏見等を背景にさらに複合的な困難を抱える場合があります。このような多様な困難や「生きづらさ」を抱えている人々が、自分らしくいきいきと暮らすことができるような環境整備や支援が重要です。

町民意識調査では、LGBTQ+に対する考え方について、若年層では『ごく普通だと思う』の割合が高くなっていますが、年齢層が上がるにつれて『関心がない』『違和感を感じる』の割合が高くなる傾向が見られ、特に高齢層に対する意識啓発が必要です。

また、新型コロナ禍を契機に貧困問題への関心が全国的に高まっており、特に女性については非正規雇用も多いことから困難を抱えやすい状況となっていることが指摘されています。町民意識調査では、最近1年間で生活必需品購入をためらった経験について、男女ともに2割程度が『頻繁にあった』『時々あった』と回答しており、特に若い世代において多くなっています。

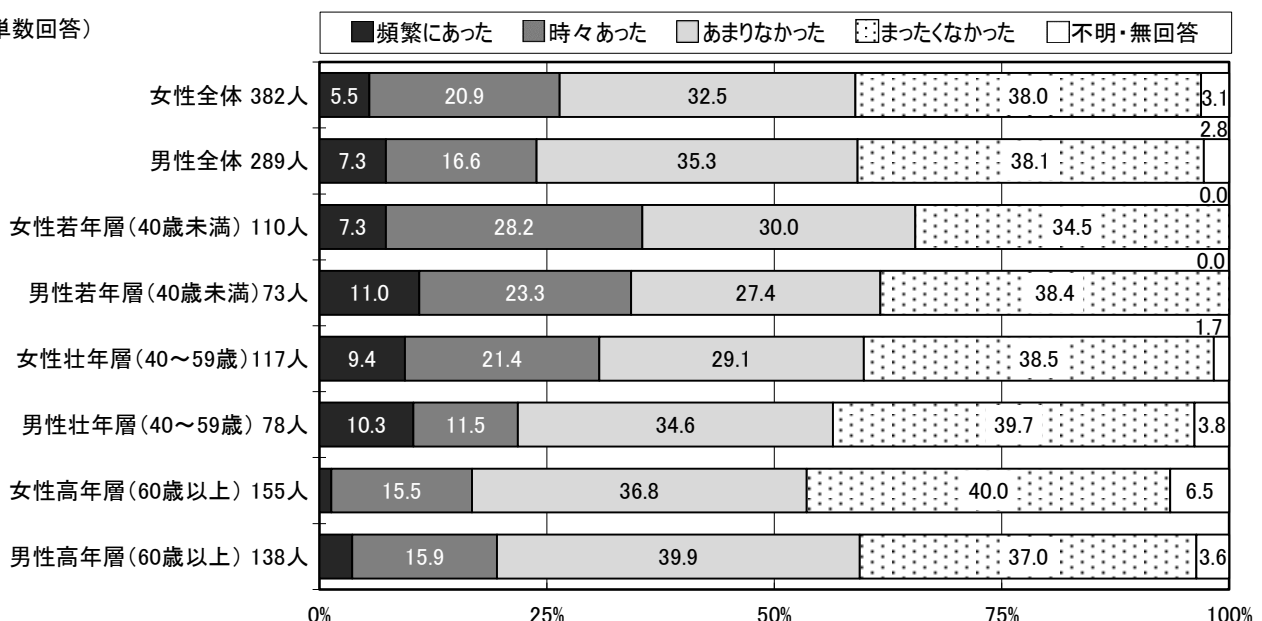
■LGBTQ+に対する考え

(単数回答)



■最近1年間で生活必需品購入をためらった経験

(単数回答)



◆施策

(ア) 高齢者に対する福祉の充実

女性の介護負担が大きくなっている現状から、介護支援の取り組みや制度の啓発等が求められているため、高齢者に対する福祉の充実を図ります。

また、高齢者が健康で充実した生活を送ることができるよう、自立支援に対するサービスや生きがいづくりに向けたさまざまな支援を行い、介護者の負担軽減を図ります。

番号	施策名	事業内容	担当課
1	福祉や介護に関する学習機会の提供	町民全体が介護の担い手となり、高齢者を支えていくという考え方の下、広報紙等の媒体を用いた情報提供の他、公会堂等での出前講座や学習機会の充実に努めます。 また、現在活動中のサポーターのスキルアップとともに、幅広い世代に呼びかけを行い、新たなサポーター養成も行っていきます。	健康福祉課 地域包括支援センター

(イ) 障がいのある人に対する福祉の充実

障がいのある人が住み慣れた地域で安心して暮らすことができるよう、各種福祉サービス等の充実を図り、介助者の負担軽減を図ります。

番号	施策名	事業内容	担当課
1	障がい児保育・教育の充実	障がいのある子どもが地域のなかでいきいきと暮らせるよう、児童生徒相互間や地域ぐるみの交流を図るとともに、一人ひとりの障がいの特性を理解した保育・教育が行われるよう努めます。 また、障がいのあるなしに関わらず、預かり保育や放課後児童クラブが利用できるよう、障がい児の受け入れを推進していきます。	健康福祉課 教育委員会

(ウ) LGBTQ+（性的マイノリティ）⁹に対する理解の促進

性的指向や性同一性障害など、性別に起因する偏見や固定観念等により困難な立場に置かれている人々の個人としての人権が尊重されるよう、LGBTQ+（性的マイノリティ）に対する理解促進に取り組みます。

番号	施策名	事業内容	担当課
1	LGBTQ+（性的マイノリティ）への支援	性的マイノリティへの差別や偏見をなくすため、啓発を行うとともに、性別などに関わる悩みや問題を抱える方に、相談体制を周知し、情報の提供に努めます。	関係各課

(エ) 困難を抱える女性に対する支援

女性は、雇用形態や経済面での状況を背景として、貧困等の生活上の困難に陥りやすい状況があると指摘されており、特に新型コロナ禍においては女性の抱える複合的な課題が顕在化していることから、性別によって困難を抱えることがないよう支援を行います。

番号	施策名	事業内容	担当課
1	女性特有の困難の解消	月経トラブルをはじめ、性差によってさまざまな困難を抱える女性に対し、解決に向けた支援や困難の解消に向けたサポートを行います。	関係各課

9 近年、性同一性障がい者、異性装者、同性愛者や両性愛者、先天的に身体上の性別が不明瞭である人（インターセックス）など、多様な性の在り方について、女性同性愛者（Lesbian）、男性同性愛者（Gay）、両性愛者（Bisexual）、トランスジェンダー（Transgender：身体の性別とは異なる性別を生きる／生きたいと望む人）、の頭文字に加えて、性自認や性的指向を決められない人（Questioning）、これらに限定されない多様な性があることを意味する「+」を付け足し、LGBTQ+と表現している。

推進目標 4 生涯を通じた健康の維持・向上

◆現状と課題

生涯にわたって健康に過ごすことは、個性と能力を発揮して暮らしていくために大切なことです。

特に、女性は妊娠や出産等、各年代において男性とは異なる健康上の問題に直面する可能性があることから、男女が互いの身体的特徴を十分理解し、認識を深めていくとともに、心身の健康を保持、増進できるような体制を整備することが必要です。

里庄町においては、健康診査や各種がん検診、健康相談等ライフステージに応じた健康づくり事業を展開しています。

男女がともに健康を保ち、生涯にわたって心身ともにいきいきと暮らせるよう、引き続き町民に対し健康づくりを支援する取り組みを進める必要があります。

◆施策

(ア) 心身の健康と性の権利における意識啓発

男女がともに、身体的な性差を十分に理解し、相手に対して人権を尊重しつつ、思いやりをもって生きていくことが重要です。そのため、家庭、学校、社会等のあらゆる場面で、性と生殖に関する健康と権利（リプロダクティブ・ヘルス/ライツ）の意識啓発を図ります。

番号	施策名	事業内容	担当課
1	性と生殖に関する健康と権利（リプロダクティブ・ヘルス/ライツ）の推進	広報紙やホームページ等の媒体を通じて、性と生殖に関する健康と権利についての情報提供を行います。	企画商工課 健康福祉課 教育委員会
2	性感染症をはじめとする感染症予防の普及・啓発	広報紙やホームページ等の媒体を通じて、HIV等の感染症についての情報提供と感染予防の啓発を行います。	健康福祉課 教育委員会

(イ) 健康づくり事業の実施

保健・福祉施策の充実を図るとともに、あらゆるライフステージに応じた町民の健康支援に努めます。

番号	施策名	事業内容	担当課
1	安心して安全に出産ができる環境の整備	妊娠・出産・育児に関する正しい知識の普及や健康診査、相談の利用促進、経済的負担の軽減を図ります。また、妊婦の不安感等を解消するため、相談や訪問指導を充実させます。さらに、親子学級の実施等により男性の育児参加を支援します。	健康福祉課
2	性別にかかわらず誰もが健康に過ごせる環境づくり	性差による疾病や症状、ライフサイクルにおける健康上の問題について、正しく理解されるよう情報提供及び啓発に努めるとともに、健診・保健指導の受診を積極的に勧奨します。	健康福祉課

第6章 計画の推進

1. 計画の推進体制の整備

町長を本部長とする「里庄町男女共同参画推進本部」を設置し、主管課である企画商工課だけではなく全庁的な取り組みにより、施策が総合的かつ効果的に推進されるよう、組織強化と機能充実に努め、町のあらゆる施策が男女共同参画の視点に立って実施されるよう推進します。

2. 関係機関との連携

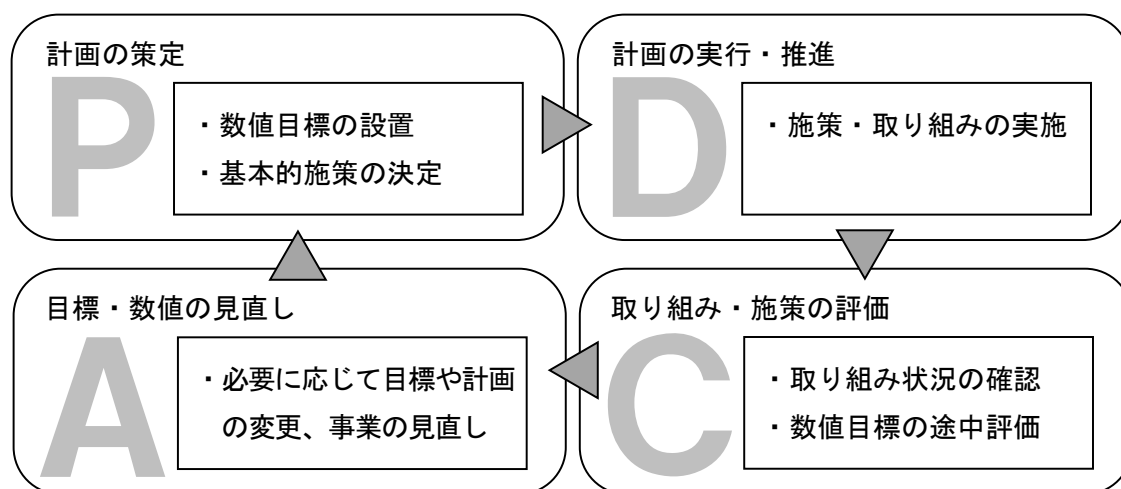
計画の推進に当たっては、町民・事業者・各種団体・町が一体となって取り組むことができるよう連携を強化し、計画内容の周知、各種情報の提供、ネットワークづくりの支援に努めるとともに、町民、事業者、各種団体等の主体的な取り組みを推進します。

また、男女共同参画に関わる施策は広範囲かつ多岐にわたっているため、町単独で実施できない施策も多くあります。そのため、国・県・関係機関との連携に努め、情報の共有や事業協力を図り、効果的に施策を推進します。

3. 定期的な計画の評価

計画の進捗状況について、定期的に取り組み状況や数値目標の達成状況を点検・評価し、結果を公表しながら状況に応じて施策や数値目標の見直しを行います。見直しのプロセスにおいては計画・実行・点検（評価）・見直しのPDCAサイクルを活用し、実効性のある施策推進を図っていきます。

■PDCAサイクルのイメージ



4. 数値目標

本計画では、具体的な数値目標を定めて、定期的に男女共同参画に関する施策の進捗を評価します。

基本目標	番号	事柄	現状値	目標値
基本目標1 男女共同参画を 目指す意識づくり	1	広報紙等の各種媒体を利用した男女共同参画の周知	3回 (令和3年度)	4回
	2	男女共同参画に関する職員研修の開催	1回 (令和3年度)	3回
	3	教育関係者及びPTAを対象とした男女共同参画研修会の開催	0回 (令和3年度)	2回
	4	町内の中学校が実施する社会体験学習の受け入れ	1回 (令和3年度)	1回
	5	社会通念・慣習・しきたりにおいて男女の地位が平等だと思ふ人の割合	16.4% (令和4年度)	20.0%
	6	「家事や育児は女性の仕事である」という考え方に対して反対、どちらかといえば反対と思ふ人の割合	63.1% (令和4年度)	70.0%
	7	「男性は仕事をして家計を支えるべきだ」という考え方に対して反対、どちらかといえば反対と思ふ人の割合	23.5% (令和4年度)	50.0%
	8	自分自身がハラスメント(セクハラを含む)の被害にあった人の割合	男性 19.7% 女性 29.3% (令和4年度)	10.0%
	9	DVの被害を受けた人のうち、公的機関等に相談した人の割合	5.0% (令和4年度)	10.0%
基本目標2 男女がともに活躍 する環境づくり	10	女性活躍や、男性の家事参加の推進に取り組む町内事業所の情報を広報紙等で周知した件数	0回 (令和3年度)	1回
	11	職場の中で男女が平等と思ふ人の割合	24.7% (令和4年度)	35.0%
	12	町の審議会や委員会の委員募集がある場合における委員公募の実施の割合	— (令和3年度は2回)	100%
	13	町の審議会や委員会の委員における女性の割合	37.7% (令和4年度)	40.0%
	14	町の男性職員で配偶者が出産した者のうち育児休暇取得者の割合	12.5% (令和3年度)	40.0%
	15	家庭生活の中で男女が平等と思ふ人の割合	30.4% (令和4年度)	35.0%
基本目標3 安心して多様な 暮らし方ができる まちづくり ¹⁰	16	保育料2人目以降無料制度の維持	現状維持 (令和3年度)	現状維持
	17	子育てひろばげんキッズ利用者の増加	6,559人 (令和3年度)	現状維持
	18	乳がん検診受診率の増加	18.72% (令和3年度)	30.0%
	19	子宮がん検診受診率の増加	15.11% (令和3年度)	30.0%
	20	前立腺がん検診受診率の増加	11.88% (令和3年度)	30.0%

10 目標 18～20 については、国の統一的な算出方法により現状値を換算し、目標値を設定

資料編

1. 里庄町男女共同参画推進条例

(目的)

第1条 この条例は、男女共同参画社会の推進に関し、基本理念を定め、町、町民、及び事業者の責務と教育の役割を明らかにするとともに、男女共同参画の推進に関する施策の基本となる事項を定めることにより、男女共同参画を総合的かつ計画的に推進し、もって男女の人権が尊重され、その個性と能力が十分に発揮できる社会を実現することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 男女共同参画 男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって、家庭、職場、学校、地域その他の社会のあらゆる分野（以下「社会のあらゆる分野」という。）における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に、政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、共に責任を担うことをいう。

(2) 積極的改善措置 社会のあらゆる分野における活動に参画する機会についての男女間の格差を改善するため、必要な範囲において、男女いずれか一方に対し、当該機会を積極的に提供することをいう。

(3) 事業者 町内に事務所又は事業所を有し、事業を営む個人又は法人その他の団体をいう。

(基本理念)

第3条 男女共同参画の推進は、次に掲げる事項に基づいて行わなければならない。

(1) 男女が、性別により差別的扱いを受けることなく、一人ひとりの個性と能力を十分に発揮する機会が確保されるとともに、個人としての尊厳が重んぜられること。

(2) 性別による固定的な役割分担などに基づく社会制度又は慣行が、男女の社会における活動の自由な選択に対して影響を及ぼさないよう配慮されること。

(3) 男女が、社会の対等な構成員として、社会のあらゆる分野の様々な施策又は方針の立案及び決定の場に共同して参画する機会が確保されること。

(4) 男女が、それぞれの家庭生活、職業生活その他の社会生活における活動に対等な立場で参画し、責任を分かち合うこと。

(5) 男女が互いの性に関して理解し合い、性と生殖に関する事項について互いの意志が尊重され、生涯にわたり健康な生活を営むことができること。

(6) 男女共同参画の推進が、国際社会における取組と密接な関係を有していることにかんがみ、国際的協調の下に行われること。

(町の責務)

第4条 町は、前条に規定する基本理念（以下「基本理念」という。）に基づき、男女共同参画社会の推進に関する施策（積極的改善措置を含む。以下同じ。）を策定し、実施する責務を有する。

2 町は、男女共同参画社会の推進に関する施策を推進するに当たり、国、県、町民及び事業者と相互に連携を図り、協力して取り組むよう努めるものとする。

(町民の責務)

第5条 町民は、基本理念に基づき、男女共同参画について理解を深め、社会のあらゆる分野において、自ら積極的に参画し、男女共同参画の推進に努めるものとする。

2 町民は、町が行う男女共同参画社会の推進に関する施策に協力するよう努めるものとする。

(事業者の責務)

第6条 事業者は、基本理念に基づき、男女が職場における活動と家庭における活動その他の活動を両立して行うことができ、その事業活動において、男女が共同して参画することができる体制を整備するよう努めるものとする。

2 事業者は、町が行う男女共同参画社会の推進に関する施策に協力するよう努めるものとする。

(教育の役割)

第7条 学校教育、社会教育その他あらゆる分野の教育に携わる者は、男女共同参画社会の形成に果たす教育の重要性を深く認識し、基本理念に配慮した教育を行うよう努めるものとする。

(性別による権利侵害の禁止)

第8条 何人も、社会のあらゆる分野において、次に掲げる行為を行ってはならない。

(1) 性別を理由とする差別的取扱い

(2) 相手の意に反した性的な言動その他性的な嫌がらせにより、相手の尊厳を傷つけ、又は不利益を与える行為

(3) 配偶者間その他の男女間における身体的又は精神的な苦痛を与える暴力的行為

(男女共同参画基本計画)

第9条 町長は、男女共同参画社会の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、男女共同参画の推進に関する基本的な計画（以下「基本計画」という。）を策定するものとする。

2 町長は、基本計画を策定するに当たっては、第16条に規定する里庄町男女共同参画推進審議会の意見を聴くとともに、町民及び事業者の意見を反映することができるよう、適切な措置をとるものとする。

3 町長は、基本計画を策定したときは、これを公表するものとする。

4 前2項の規定は、基本計画の変更について準用する。

(調査及び研究)

第10条 町は、男女共同参画社会の推進に関する施策の策定及び実施に関し、必要な調査及び研究を行うものとする。

(広報啓発)

第11条 町は、男女共同参画の推進について町民及び事業者の理解を深めるため、積極的に広報活動及び啓発活動を講ずるものとする。

(積極的改善措置)

第12条 町長その他の執行機関の長は、その設置する審議会、委員会その他これに準ずるものの構成員を任命し、又は委嘱するときには、積極的改善措置を行うことにより、男女の数が均衡するよう努めるものとする。

(相談の対応)

第13条 町長は、性別による差別的取扱いその他男女共同参画を阻害する要因による権利侵害に関する相談を受けた場合には、関係機関と連携を図る等必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(被害者の保護)

第 14 条 町長は、第 8 条第 3 号に規定する権利侵害があったと認められる場合には、被害者の保護、相談その他の必要な措置を講ずるものとする。

(推進体制の整備)

第 15 条 町は、男女共同参画社会の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、町長を長とする推進体制を整備するものとする。

(男女共同参画推進審議会)

第 16 条 町長は、男女共同参画社会の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、里庄町男女共同参画推進審議会(以下「審議会」という。)を置く。

2 審議会は、町長の諮問に応じ、次に掲げる事項について調査審議するものとする。

(1) 基本計画の策定及び変更に関する事

(2) 前号に掲げるもののほか、男女共同参画社会の推進に関する施策の基本的事項及び重要事項に関する事

3 審議会は、委員 10 人以内で組織し、次に掲げる者のうちから、町長が委嘱する。

(1) 町民

(2) 学識経験を有する者

(3) 事業者及び関係団体から推薦された者

(4) 関係行政機関の職員

(5) 前各号に掲げる者のほか、町長が適当と認める者

4 男女いずれか一方の委員の数は、委員の総数の 10 分の 4 未満であってはならない。

5 委員の任期は 2 年とし、再任を妨げない。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(規則への委任)

第 17 条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の際、現に策定されている里庄町男女共同参画基本計画は、第 9 条第 1 項の規定により策定された計画とみなす。

(特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

3 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例(昭和 36 年里庄町条例第 16 号)の一部を次のように改正する。

上下水道事業運営審議会委員	日額	5,000 円
---------------	----	---------

 を

上下水道事業運営審議会委員	日額	5,000 円
男女共同参画推進審議会委員	日額	5,000 円

 に改める。

2. 里庄町男女共同参画推進条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、里庄町男女共同参画推進条例（平成24年里庄町条例第3号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(相談の申出)

第2条 条例第13条の規定による相談の申出をしようとする者は、相談申出書（別記様式）を町長に提出しなければならない。

(会長及び副会長)

第3条 里庄町男女共同参画推進審議会（以下「審議会」という。）に会長及び副会長各1人を置き、委員のうちから互選する。

2 会長は審議会を代表し、会務を総理する。

3 副会長は会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第4条 審議会の会議は、会長がこれを招集する。

2 前項の場合において、会長が当該会議の議長となる。

3 審議会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。

4 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

5 会長は、審議会に関係者の出席を求め、意見を聴取することができる。

(庶務)

第5条 審議会の庶務は、企画商工課において処理する。

(その他)

第6条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は町長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成24年4月1日から施行する。

(招集の特例)

2 第4条第1項の規定にかかわらず、最初に開かれる審議会は、町長が招集する。

相談申出書

年 月 日

里庄町長 様

(申出人) 住 所
氏 名
電話番号

男女共同参画推進条例施行規則第2条の規定により、次のとおり申し出ます。

相談の趣旨及び理由	
他の機関への相談等の状況	<input type="checkbox"/> 相談している <input type="checkbox"/> 相談していない 相談等をしている場合は、具体的に記入してください。 (1) 相談先 (2) 相談の状況及び結果
配慮を望む事項等	

3. 里庄町男女共同参画推進本部設置要綱

(目的及び設置)

第1条 男女共同参画社会の推進に関する施策を総合的かつ効果的に推進するため、里庄町男女共同参画推進本部（以下「本部」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 本部の所掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 男女共同参画社会の推進に関する企画及び調整に関すること。
- (2) 具体的取組方策の総合的検討に関すること。
- (3) 前号に掲げるもののほか、目的達成のために必要な事項に関すること。

(組織)

第3条 本部は、本部長、副本部長及び本部員をもって組織する。

2 本部長は、町長をもって充てる。

3 副本部長は、副町長及び教育長をもって充てる。

4 本部員は、会計管理者及び各課長（課長相当職を含む。）をもって充てる。

(本部長及び副本部長の職務)

第4条 本部長は、本部を総括し、必要に応じ本部会議を招集し、その議長となる。

2 副本部長は、本部長を補佐し、本部長に事故があるとき、又は本部長が欠けたときは、その職務を代理する。

(事務局)

第5条 本部に関する事務を処理するため、事務局を企画商工課に置く。

(その他)

第6条 この告示に定めるもののほか、本部の運営に関し必要な事項は、本部長が別に定める。

附 則

この告示は、平成24年4月1日から施行する。

4. 里庄町男女共同参画推進審議会委員名簿

(敬称略、五十音順)

役職名	氏名	所属団体等
委員	青木 久美子	主任児童委員
会長	青木 耕治	里庄町子育て支援ボランティアフレンズ
委員	佐藤 芳江	公募委員
//	豊田 直子	里庄セミナー～なぎさ～
//	馬場 辰巳	人権擁護委員
//	平野 政子	こずえ会 会長
//	古川 さつき	岡山県男女共同参画推進センター 所長
//	眞鍋 裕嗣	斎藤教材株式会社 代表取締役
副会長	山田 恵津子	里庄町婦人会 会長
委員	柚木 康男	里庄小中学校校長会 会長

5. 第4次里庄町男女共同参画基本計画策定の経緯

開催日時		内容
令和4年 (2022年)	9月27日 ～ 10月11日	「男女共同参画に関する町民意識調査」の実施
	9月27日 ～ 10月11日	「男女共同参画に関する事業所アンケート調査」の実施
	9月27日 ～ 12月9日	庁内ヒアリングの実施
	11月29日	令和4年度 第1回里庄町男女共同参画推進審議会 ○第4次里庄町男女共同参画基本計画について 策定スケジュール・策定までの流れ ○町民意識調査・事業所アンケート調査結果の報告及び現状・課題 ○第4次里庄町男女共同参画基本計画（骨子案）について
	12月22日	令和4年度 第2回里庄町男女共同参画推進審議会 ○第4次里庄町男女共同参画基本計画（素案）について ○計画の愛称について
令和5年 (2023年)	2月8日 ～ 2月22日	パブリックコメントの実施
	3月3日	令和4年度 第3回里庄町男女共同参画推進審議会 ○第4次里庄町男女共同参画基本計画（最終案）について ○第4次里庄町男女共同参画基本計画（概要版）について

6. 用語解説

あ行	アンコンシャス・バイアス（無意識の思い込み）
	過去の経験や見聞きした事柄から、誰もが潜在的に持っている思い込みや自分自身でも気がついていない性差に関する考え方や捉え方のことです。
	育児・介護休業法（育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律）
	育児や介護と仕事の円滑な両立を支援する法律で、正社員だけでなく、パートやアルバイト、派遣社員や契約社員でも育児休業及び介護休業を可能としています。令和4年4月に改正され、男性の育児休業の取得促進や育児・介護休業取得の条件緩和、事業主に対する育児・介護休業を取得しやすい環境整備の義務付けなどが盛り込まれています。
	一般事業主行動計画
	企業が自社の女性活躍に関する状況把握と課題分析を行い、それを踏まえた行動計画を策定するもので、女性活躍推進法において101人以上300人以下の企業に策定・届出と情報公表が義務づけられています。
	SNS
	Social Networking Service の略称。個人間のコミュニケーションにより社会的なネットワークを構築するインターネットを利用したサービスのこと。
	LGBTQ+（性的マイノリティ）
	近年、性同一性障がい者、異性装者、同性愛者や両性愛者、先天的に身体上の性別が不明瞭である人（インターセックス）など、多様な性の在り方について、女性同性愛者（Lesbian）、男性同性愛者（Gay）、両性愛者（Bisexual）、トランスジェンダー（Transgender：身体の性別とは異なる性別を生きる／生きたいと望む人）、性自認や性的指向を決められない人（Questioning）、これらに限定されない多様な性があることを意味する「+」を付け足し、LGBTQ+と表現しています。

か行	GIGAスクール構想
	子どもたちへ1人1台の端末と高速大容量の通信ネットワークを一体的に整備し、公正に個別最適化された学びを全国の学校現場で持続的に実現させる構想のことであります。
	高齢者虐待防止法（高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律）
	高齢者虐待の防止、養護者に対する支援等に関する施策を促進し、高齢者の権利利益の擁護に資することを目的として平成18（2006）年4月から施行されました。
	こずえ会
	昭和38（1963）年に発足した「里庄町幼児クラブ」が前身であり、里庄町在住の満1歳から当該年度4歳を迎えるまでの子どもを対象とした親子の会。 七夕祭りや親子体操、クリスマス会をはじめとする年間行事を通して、親子で楽しくふれあい、交流を深め、子育て中の保護者の情報交換やストレス軽減の場として活動しています。
	子育て応援し隊（次世代育成支援行動計画を進める会）
	次世代育成支援対策推進法の制定に伴い、町では平成16（2004）年3月に行動計画を策定し、次世代育成支援行動計画を進める会が結成されました。地域全体が支え合って子育てをしていくまちを目指し、世代間交流や親子で楽しめるイベントなどを開催しています。
	子育て世代包括支援センター
	妊娠期から子育て期までの切れ目のない支援を行うために設置されており、妊産婦や子育て中の保護者等が抱える様々な悩みに対応しています。
	固定的な性別役割分担意識
	男女を問わず個人の能力等によって役割分担を決めることが適当であるにもかかわらず、男性、女性という性別を理由として、役割を固定的に分けることをいいます。「男は仕事・女は家庭」、「男性は主要な業務・女性は補助的業務」等は固定的な考え方により、男性・女性の役割を決めている例です。
	子ども家庭総合支援拠点
	町内のすべての子ども及びその家庭を対象に、様々な相談に対応しています。育児やしつけ、子育てへの不安や悩みだけでなく、虐待に関する相談への対応や、不登校、家庭内暴力といった家庭内の問題について相談に応じ、必要に応じて支援を行うことで、虐待等の未然防止、早期発見を図ります。
	困難女性支援法（困難な問題を抱える女性への支援に関する法律）
	生活困窮、性暴力・性犯罪被害、家庭関係の破綻など、女性をめぐる課題が多様化・複合化している状況を踏まえ、困難な問題を抱える女性への支援のための施策を推進し、女性の人権の尊重及び自立した生活の実現に寄与することを目的として令和4（2022）年5月に公布されました。

さ行	里庄カレッジクラブ
	18 歳以上の町内在住または在勤の方を対象に、知識、見聞を広めるための講座を開講しています。忙しい合間にも教養を深めようと、活気に満ちた活動が行われています。
	里庄虚空蔵大学
	65 歳以上の方の生涯学習の場として教育委員会が主催する高齢者学級。高齢者が、健康で生きがいのある生活を送るために、学習活動や社会参加活動を行っています。
	里庄町子育て支援ボランティアフレンズ
	里庄町社会福祉協議会が企画・運営している子育てひろば“げんキッズ”のお手伝いをしているボランティアの団体です。 “げんキッズ”は「地域で子育て」を合言葉に、親子が気軽に集まれるほっとスペースで、週5回の子育てひろば（月～金曜、祝日を除く）や、各月1回のママのリフレッシュ講座・お楽しみ会・お誕生日会等、楽しい行事も開催しています。
	ジェンダー（gender／社会的性別）
	人間には生まれつきの生物学的性別（セックス／sex）があります。その一方、社会通念や慣習の中には、社会によって作り上げられた「男性像」、「女性像」があり、このような男性、女性の別をジェンダー（gender／社会的性別）といいます。
	障害者虐待防止法（障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律）
	障害者虐待の防止、養護者に対する支援等に関する施策を促進し、障がい者の権利利益の擁護に資することを目的として平成 24（2012）年 10 月から施行されました。
	情報を主体的に読み解く力（メディア・リテラシー）
	メディアからの情報を主体的・批判的に分析して読み解き、自己発信する能力のことをいいます。メディアの特性や利用方法を理解し、適切な手段で自分の考えを他者に伝達し、あるいは、メディアを流れる情報を取捨選択して活用する能力のことです。
女性のエンパワーメント（Empowerment）	
男女共同参画社会の実現のために、女性が自らの意識と能力を高め、社会のあらゆる分野で、政治的、経済的、社会的及び文化的に力を持った存在となり、力を発揮し、行動していくことをいいます。	
性と生殖に関する健康と権利（リプロダクティブ・ヘルス／ライツ）	
性と生殖に関する健康と権利とは、すべての人々が身体的・精神的・社会的に健康な状態であることを保障し、その権利を有していること。特に女性がいつ子どもを何人生むか、または生まないか、安全な性生活や妊娠、出産等についての自己決定権を尊重し、女性の生涯にわたる健康の確立を目指すことを含んでいます。	
セクハラ（セクシュアル・ハラスメント）	
身体への不必要な接触や性的関係の強要等をはじめとする他の人を不快にさせる性的な言動のことを示します。特に職場等では対象となった個人の名誉や尊厳を不当に傷つけるだけでなく、能力発揮を妨げ、生活への深刻な影響を与えるものです。	

た行	<p>DV（ドメスティック・バイオレンス）</p> <p>配偶者や交際相手等、親密な関係にある、またはあった者から振るわれる暴力のことを示します。たとえば、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」を DV 防止法、配偶者からの暴力による被害者は DV 被害者、これらへの対策は DV 対策などと略した表現が用いられます。</p>
は行	<p>配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（DV 防止法）</p> <p>今まで家庭内に潜在してきた女性への暴力について、女性の人権擁護と男女平等の実現を図るため、夫やパートナーからの暴力の防止及び被害者の保護・支援を目的として作られた法律です。平成 13（2012）年に国際的な流れと被害者の声を受け、超党派の女性議員による議員立法で成立しました。</p> <p>パタニティ・ハラスメント</p> <p>「パタハラ」と呼ばれ、配偶者等の妊娠・出産をきっかけに職場で精神的・肉体的な嫌がらせを受けたり、不当な扱いを受けたりすることを意味します。</p> <p>パワー・ハラスメント</p> <p>「パワハラ」と呼ばれ、職場など組織内で、職務上の地位や人間関係などの優位性を背景に、業務の適正な範囲を超えて、精神的・身体的苦痛を与えたり、職場環境を悪化させる行為のことをいいます。</p>
ま行	<p>マタニティ・ハラスメント</p> <p>「マタハラ」と呼ばれ、働く女性が妊娠・出産をきっかけに職場で精神的・肉体的な嫌がらせを受けたり、不当な扱いを受けたりすることを意味します。</p> <p>メンタルヘルス</p> <p>「心の健康」、「精神衛生」などと訳され、心身ともに充実した健康状態を目指すことをいいます。</p>
わ行	<p>ワーク・ライフ・バランス</p> <p>アメリカの労務管理の一策として導入されているもので、「仕事と私生活との両立」を意味しています。1980 年代には「ワーク・ファミリー・バランス」といわれ、共働き家族やシングルマザーを対象として労務に重点を置く企業が多くありましたが、90 年代に入ると全従業員を対象とするワーク・ライフ・バランスに移行するようになっていきます。</p> <p>日本でも少子化社会の進展とともに導入されるようになっていきます。</p>

第4次里庄町男女共同参画基本計画

令和5（2023）年3月発行

発行：里庄町 企画商工課

〒719-0398 岡山県浅口郡里庄町里見 1107-2

TEL：0865-64-3114 FAX：0865-64-3126